

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和4年10月

宮城県人事委員会



宮人委第199号
令和4年10月19日

宮城県議会議長 菊地 恵一 殿
宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県人事委員会
委員長 西條 力

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報

告

別紙第 1

報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行った。

その概要は、次のとおりである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「令和4年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は21,199人（一般行政職員5,910人、警察官3,814人、教諭等10,814人、研究員等291人、医師・薬剤師等370人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は386,345円（うち平均給料月額342,725円）となっている。

これら全職員の平均年齢は41.6歳、平均経験年数は19.9年となっており、また、男女別構成は男性62.2%、女性37.8%、学歴別構成は大学卒78.1%、短大卒3.8%、高校卒18.1%、中学卒0.0%であり、平均修学年数は15.2年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額は358,180円（うち平均給料月額

321,318円) となっている。

なお、総務省が実施した「令和3年地方公務員給与実態調査」によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、ラスパイレ方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は、令和3年4月1日時点において100.1となっている。

II 民間給与の状況

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の937事業所(「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業)のうちから、252事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く217事業所について、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種9,395人及び教員、研究員等の32職種418人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を詳細に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況や再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、87.9%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

2 初任給の状況

別表第2に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では27.3%(昨年24.1%)、高校卒では17.7%(同18.0%)となっている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では41.4%(昨年29.7%)で昨年に比べて11.7ポイント増加し、高校卒では

50.4%（同39.6%）で10.8ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では58.6%（同69.6%）で11.0ポイント減少、高校卒では49.6%（同60.4%）で10.8ポイント減少し、減額した事業所は大学卒、高校卒ともになかった（同大学卒0.7%、同高校卒はなし）。

3 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は37.6%（昨年29.3%）で、昨年に比べ8.3ポイント増加している。ベースダウンを実施した事業所はなかった（昨年はなし）。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は、85.7%（昨年85.5%）で、昨年に比べて0.2ポイント増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.2%（同22.7%）、減額となっている事業所の割合は4.3%（同6.4%）となっている。

Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

前記の「令和4年職員給与実態調査」及び「令和4年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は362,077円、職員給与が361,163円で、職員給与が民間給与を平均914円（0.25%）下回っていた。

2 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給（ボーナス）の昨年8月から本年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第6に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額4.40月分（昨年4.32月分）に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給を0.10月分下回っていた。

IV 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月と比較し、仙台市は2.7%、全国では2.5%上昇している。

また、本委員会が、「家計調査」（総務省）を基礎として、仙台市における本年4月の標準生計費を算定したところ、2人世帯で167,997円、3人世帯で185,537円、4人世帯で203,061円となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）による本県の本年4月の有効求人倍率は、1.35倍（季節調整値）となっており、昨年4月と比べて0.09ポイント上昇している。

V 人事院の給与に関する報告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与についての報告・勧告を行うとともに、公務員人事管理についての報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表（一）適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返り分^{（注）}103円〕 ^{（注）}俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表（一）

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95月）
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

・月例給：令和4年4月1日

- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員のWell-being実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、

職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

VI むすび

1 給 与

(1) 改定方針

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、県内の民間事業所においては、初任給の引上げやベースアップ、定期昇給を実施した事業所の割合は昨年比べて増加

しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きがみられる。

こうした中、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

獣医師については、食の安全安心の確保や家畜伝染病の予防・まん延防止などを中心に、専門性や困難度の高い重要な役割を担っている。

その人材の継続的かつ安定的な確保のため、本県においては、選考方法の見直し（教養考査の廃止及び考査日程の短縮）、修学資金貸与事業の実施及びインターンシップの積極的受入れ等の様々な対策を行ってきたほか、平成28年に獣医師に対する初任給調整手当を創設し、給与上の処遇改善も図ってきたところである。

しかしながら、近年、再び採用が困難な状況が継続していることから、近隣県の状況も考慮し、更なる給与上の処遇改善を図るため、獣医師の初任給調整手当の引上げを行うこととした。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、大学卒程度の初任給について2,900円、高校卒程度の初任給について3,900円、それぞれ引上げを行う。これを踏まえ、1級から3級の若年層が在職する号俸に重点を置き、所要の改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

ロ 特別給

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間の支給月数を4.40月とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分することとする。今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとし、令和5年度以降においては、6月期及び12月期における勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

ハ 初任給調整手当

獣医師に対する初任給調整手当について、支給月額を50,000円に引き上げることとし、令和5年4月1日から実施する。

(3) 給与制度における今後の課題

イ 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

本年の人事院報告において、博士人材が活躍する環境を社会全体で整備する取組が進められていることや、人材獲得競争が厳しい技術系の人材を公務において確保する必要があること等を踏まえ、博士課程修了者等の処遇改善のため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施する旨言及されたことから、国の改正の動向を注視していくこととする。

ロ テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

本年の人事院報告において、「職種別民間給与実態調査」の結果等を踏まえ、公務においても、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていく旨言及されたことから、通勤手当の取扱いを含めた国におけ

る検討状況を注視していくこととする。

ハ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年の人事院報告では、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中、「若い世代の誘致・確保」、「積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ」、「採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化」及び「働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請」といった課題に対応できるよう、公務における人員構成の変化や各府省の人事管理、民間における給与の状況等を踏まえつつ、俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、各種手当等、給与制度について様々な側面から一体的に取り組を進めていく旨言及されている。

本委員会としては、これら国家公務員の給与制度上の措置が、地方公務員にも大きな影響を与えるものとなることから、その動向を十分注視するとともに、他の都道府県の状況をも踏まえながら、必要に応じ本県の給与制度の見直しについて検討することとする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災の被災地への継続的なサポートと「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた人事運営

東日本大震災の発生からこれまで、復旧・復興への取組が進められ、インフラの整備や災害に強いまちづくりなどのハード面についてはおおむね事業が完了した一方、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト面については、地域ごとの状況に差異があり、今後も引き続き、震災の教訓の伝承も含め、一つひとつの課題に応じた丁寧な対応が必要とされている。

加えて、依然として県民生活や経済に影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症や多発化・大規模化する自然災害、行政のデジタル化の推進など、職員には多様化・複雑化する行政課題に対し、的確に対応していくことも求められている。

こうした状況の中、本県では県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県躍進」を目指し、本県の持続可能な未来の実現に向けて様々な政策に取り組んでいるが、今後、本格的に進む人口減少を見据え、質の高い行政サービ

スを提供し続けていくためには、高い意欲と前向きな行動力を持った職員を確保するとともに、職員一人一人の能力向上を図りながら、限られた人材を効果的、効率的に活用し、組織全体の総合力を高めることが重要である。特に、社会全体のデジタルトランスフォーメーションの動きが加速する中、行政においてもこうした動きに的確に対応していくためには、創意工夫しながらデジタル技術を効果的に活用できる職員の育成が不可欠であり、職員の情報リテラシーやICT活用能力の向上に取り組む必要がある。また、多くの職種にあっては、40歳前後の職員が他の年齢層と比べて少ない状況にあり、現在の管理監督職員の退職後には、幅広い年齢層の職員が県組織のマネジメントを担わなければならない状況が想定され、早期からのマネジメント力の醸成が必要である。

そのため、引き続き、「みやぎ人財育成基本方針※」に基づき、「創造性豊かで自律的に行動する職員」という目指すべき職員像の実現に向けて、計画的、効果的な各種職員研修の実施とともに、職員の資質・能力の向上に向けた主体的な取組への支援など、人材育成に注力していく必要がある。

あわせて、職員の年齢構成や経験年数に留意しながら、昇任管理等も含め長期的な視点での人事運営について検討を重ねていくことが必要である。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 多様で有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

本県を取り巻く社会環境が絶えず変化する中で、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力と変化する社会に的確に対応できる能力を有する多様で有為な人材を確保し、能率的で活力ある組織であり続ける必要がある。

職員の採用に当たっては、今年度も新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、予定どおり適正かつ公正に実施しているところである。職員採用試験（大学卒業程度）等の第1次試験については、東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めており、県外会場における最終合格者は全体の1割から2割程度で推移するなど一定の成果が得られている。加えて、受験上限年齢や試験区分等の応募要件についても適宜見直しを行っている。さらに、今年度は、民間企

業等で培った経験を生かし、即戦力として期待される職務経験者を対象とした採用試験について、これまで実施していた「土木」職に加え、新たに「建築」、「農業土木」、「林業」、「電気」、「機械」及び「保健師」の6職種でも実施することとし、人材の確保に向けて職員採用試験の多様化を図っている。

しかし、近年、受験対象年齢人口の減少や、民間企業等における高い採用意欲、採用活動の早期化等を背景に、全体的に応募者の減少傾向が続いており、人材の確保は厳しい状況にある。本委員会としても、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、オンラインによる業務説明会やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した広報活動を行い、応募者確保に努めているところである。また、多様で柔軟な就労形態やワーク・ライフ・バランスの実現への社会的な関心が高まっている中、職員がそれぞれの働き方に応じて、やりがいを十分に感じることでできる職場環境づくりに取り組み、公務職場の魅力を高めることも、人材確保の観点からは重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本委員会は、各任命権者とも連携し、試験制度の在り方について検討を行うとともに、多様で有為な人材から働く場として選ばれるよう、地域社会のグランドデザインを描きその実現に向けて取り組むという公務の魅力や職員の働き方の具体的なイメージを積極的に発信していく。

加えて、社会を取り巻く環境の変化に伴い、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、高度の専門性を有する人材の活用が有効である。そのため、県民、企業、NPOなどの各種団体、市町村等の多様な主体との連携や協働が求められる。また、この多様な主体との関わりを通じて、新たな知見を公務に取り入れていくことも重要である。特に、急速に進展する社会のデジタル化の動きを踏まえ、行政のデジタル化を着実に推進していくには、創意工夫しながらデジタル技術を効果的に活用できる人材の確保が必要である。

このため、多様な資質、経歴を有する人材の採用や、公務の公正性を確保した上での民間企業等との人材交流などの仕組みについて、検討していく必要がある。

また、少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く中、将来、必要となる職員が不足することが懸念される。県民に対して質の高い行政サービスを提供し続けるためには、業務量に応じた柔軟な人事配置や必要な人員の確保に努めるほか、研修などを通じた人材育成による職員の専門性の向上や能力の伸長とともに、IC

Tの活用などによる業務の効率化や生産性の向上を図る必要がある。任命権者においては、個々の職員がその希望や置かれている状況に応じて活躍できる柔軟な働き方の実現に向けた取組を推進していくことが求められる。

女性の活躍推進については、任命権者において、特定事業主行動計画を定め、女性職員の登用や管理監督職員への研修を実施するなど、取組を進めているところである。今後も女性職員に対する仕事と家庭生活の両立支援の充実を図りながら、性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに、多様な職務機会を均等に提供し、管理職への登用も含めたキャリア形成を支援していく必要がある。

また、あわせて男性職員も育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に努め、男女問わず働きやすい環境の整備を推進する必要がある。

障害者雇用については、各任命権者とも法定雇用率を上回る障害者を雇用し、障害者の雇用促進に努めている。任命権者は、引き続き本委員会と連携し、意欲と能力を持った障害者の雇用確保に努めるとともに、障害のある職員にとって働きやすい職域や業務を検討するなど、その能力や適性を最大限発揮できるよう取組を進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、制度として定着してきている。

国では、昨年、評語区分の細分化など人事評価制度の見直しが行われ、これと並行して人事評価結果をより適切に任用や給与に反映するための措置がなされたところである。

本県においても、職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、個々の職員の士気を高め、多様な人材の活躍を促すことにつながり、組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。任命権者においては、国の取組も参考にしつつ、能力・実績に基づく人事管理を適切に実践していくことが求められる。

加えて、評価者である管理職員と被評価者である職員がコミュニケーションを図

りながら業績の評価を行う人事評価のプロセスは、職員の主体的な能力開発につながられるほか、管理職員のマネジメント能力の醸成にもつながるなど人材育成の有効な手段と考えられる。任命権者においては、管理職員の評価・育成能力の向上に向けて適切なサポートを行っていくことが求められる。

(4) 定年の引上げへの対応

令和3年6月に地方公務員の定年を段階的に引き上げ、「管理監督職勤務上限年齢制」、「定年前再任用短時間勤務制」等を導入する地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

この改正の趣旨を踏まえ、本県でも任命権者において、定年の引上げに関する制度設計が進められている。定年引上げに当たっては、高齢期職員の多様な知識や経験を広く公務に活用するため、モチベーションの維持のための取組や職務に有用な専門性を高めるために必要な学び直しの機会を設けることが必要である。加えて、健康上、人生設計上などの事情にも応じた多様な働き方を選択できる環境整備も重要である。

本委員会としても、定年引上げの円滑な実施のため、必要な準備を進めていく。

また、段階的な定年の引上げ期間中は暫定的に再任用制度が存置されることとなるため、引き続き本県の職務や任用の実態に即して、適切に運用していく必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

長時間に及ぶ時間外勤務は、職員の健康や公務能率等に影響を及ぼすものであり、本委員会では、かねてより、各任命権者における時間外勤務の縮減に向けた対策が必要であると指摘してきたところである。

しかし、職員全体の時間外勤務は令和元年度以降増加しており、令和3年度においても、職員一人当たりの時間外勤務が月平均19.4時間と、前年度に比べて1.6時間の増加となった。また、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の割合は、前年度に比べて減少したものの、平成31年4月から導入した時間外勤務の上限規制に係る年間の上限時間については、他律的業務の比重が高い所属（年間上限720時間）で

は2.1%、その他の所属（年間上限360時間）では8.2%の職員が上限を超えて時間外勤務を行っている。

令和元年度以降の時間外勤務の増加に係る要因としては、新型コロナウイルス感染症や相次ぐ自然災害、特定家畜伝染病等、全庁を挙げて対応しなければならない業務による影響等が考えられるが、こうした業務負担の増加及び長時間勤務が常態化すれば、職員の健康管理上重大なリスクを招くことが憂慮されるとともに、公務能率の低下により行政組織運営にも支障を来たすことが懸念される。

各任命権者においては、時間外勤務が増加している現状について、その要因を詳細に分析した上で、時間外勤務を実際に縮減するための実効的な対策に取り組む必要がある。

教職員の勤務時間について、県教育委員会の令和3年度の調査によると、県立学校において正規の勤務時間を除く在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は前年度と同程度であり、以前の水準と比較すると減少傾向にある。

しかし一方で、依然として一定数の教職員が長時間勤務を行っており、その背景として、学校における課題の複雑化・多様化による業務負担の増加等が懸念される。

県立学校では、今般、全ての学校においてICカード方式の出退勤管理システムが導入され、出退勤の時刻や時間外における在校理由等の把握が可能になったところであり、今後、教職員の勤務実態を適切に把握した上で、勤務時間の適正化や学校現場における働き方改革の推進に取り組んでいく必要がある。

また、職員の健康管理に当たっては、各職員が計画的に休暇を取得し、適度に休養を取りながら、心身の健康を保持できる環境が重要である。

年次有給休暇の取得状況については、平均取得日数が年々増加しているが、前年度同様、取得日数が5日以下となっている職員も少なくない状況である。

本委員会では、夏季休暇について、新型コロナウイルス感染症に関する業務の増加等により期間内の取得が難しい職員の取得期間を1か月延長できる措置を講じるなど、随時、状況に応じた休暇制度の見直し等を行っているが、各任命権者においても、年次有給休暇やその他職員が必要とする休暇の取得を促進するため、組織全体として休暇が取得しやすい環境づくりを更に推進していく必要がある。

メンタルヘルスについて、令和3年度における精神疾患を起因とする病気休暇取得者数は、前年度より増加し、また、各任命権者が設ける相談窓口におけるメンタ

ルヘルス関係の相談も増加しており、業務の増加や長時間勤務等による職員の精神的負担の増大が懸念される。

各任命権者においては、多くの職員が精神的な負担や悩みを抱えていることを認識した上で、そういった職員が相談しやすい体制の整備や相談窓口の周知等に積極的に取り組むとともに、支援を必要とする個々の職員に対して継続的かつきめ細かな支援を行う必要がある。

(2) 働き方改革の推進

本県では、職員が心身ともに健康で働きやすい職場環境の実現や、組織の活性化とそれに伴う行政サービスの向上等を目指し、「業務の生産性向上」、「柔軟な働き方の推進」及び「職員の意識改革」を柱に、働き方改革に取り組んでいる。

業務の生産性向上について、最近では、ウェブ会議システムや議事録作成支援システム、ペーパーレス会議システム等の様々なツールを活用した取組が進められ、具体的な成果にもつながっている。

本県が「みやぎ情報化推進ポリシー」において重点目標として掲げている「デジタル化による働き方改革の推進」においても、デジタル技術の活用により行政運営の効率化や県民サービスの充実を図ることとしており、今後、こうした新たな技術を活用した取組をより一層推進していく必要がある。

また、柔軟な働き方の推進については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による必要性の高まりもあり、時差勤務や在宅勤務、モバイルワークといった制度が、多くの職員に浸透し、活用されるようになり、これらの取組が、職員の意識改革にも寄与しているところである。

こうした働き方の柔軟化・多様化は、職員が働きやすい職場環境の実現につながるものであることから、本県においても、国や他県で既に採用されているフレックスタイム制の導入等、勤務時間の更なる柔軟化に向けて、積極的に取り組んでいく必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が急速に進む現代においては、誰もが自身の能力を發揮し、それぞれの立場で活躍できる社会を実現するためのワーク・ライフ・バランスの推進が重要

な課題となっている。

国においては、昨年8月に人事院が、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に係る意見の申出等を行い、これに基づき、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関する制度改正が進められたが、本県でも、こうした国の動きや、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等を踏まえ、同様の両立支援制度の整備を行っている。

本県においては、安心して子どもを産み、子育てができる社会づくりの推進という観点からも、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を重要な課題として捉え、これまでも、国に先駆けて不妊治療休暇を制度化するなど、積極的に取り組んできたところである。

職員のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、こうした両立支援に係る制度の整備が不可欠であり、今後もニーズを適切に捉えながら、制度の充実に向けた取組を進めていく必要がある。

また、両立支援制度が有効に活用されるためには、支援を必要とする職員本人だけでなく、周囲の職員も含めた職場全体で、制度の趣旨や内容が適切に理解されるとともに、職場復帰の支援などサポート体制を整えていくことが重要である。各任命権者においては、全ての職員が、安心して仕事を継続し、その能力を十分に発揮できる職場環境を実現するため、県全体での両立支援制度の一層の推進に取り組む必要がある。

(4) 服務規律の徹底

本県職員は、公務に対する信頼を損なうことがないように、常に高い倫理観を保持し、自らの行動を律しながら、日々の職務に当たることが求められる。

しかしながら、令和3年度においては、飲酒運転やセクシュアル・ハラスメント、個人情報の漏えい等の事由により、県全体で13人の職員が懲戒処分を受けている。

こうした不祥事案が続く状況は、職員や県政全体に対する信用を失墜させる事態を招きかねないことから、各任命権者においては、組織全体としての服務規律の確保や法令遵守の徹底を図り、危機感を持って不祥事の発生防止対策に取り組む必要がある。

また、本委員会に対する職員からの苦情相談においては、毎年度、ハラスメント

関連の相談が一定数寄せられているが、職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけるとともに、職場全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くものであり、徹底して防止する必要がある。

令和2年6月には改正労働施策総合推進法が施行されるなど、ハラスメント防止に対する社会的要請はこれまで以上に高くなっており、近年特に、妊娠や出産、育児等を契機に起こり得ることを踏まえた対策が求められている。

各任命権者においては、これまでも、「ハラスメント防止に関する要綱」等に基づいて対策を実施してきたところであるが、これからの社会において、様々な場面で起こり得るハラスメントをなくすため、職員一人一人に対する徹底した意識啓発や管理職員等に対する研修、相談しやすい環境づくり等のハラスメント防止対策に継続的に取り組んでいく必要がある。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本格的な人口の減少局面を迎える中、多発化・大規模化する自然災害、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症への対応など、多様化・複雑化するあらゆる行政課題に対し、職員は不断の努力を重ねている。引き続き職員には、県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような状況の中、民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて職員に対し適正な給与を支給することは、公務員給与に対する県民の信頼を確保するものであり、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経年 経験 年数	職員 1人当 たり 給与 月額	左の うち 給料 月額
	人	歳	年	円	円
行政職	5,910	41.0	20.2	358,180	321,318
公安職	3,814	37.2	16.3	359,997	325,019
教育職（高校等）	4,291	45.2	22.8	429,399	375,299
教育職（中・小）	6,523	42.1	19.7	399,013	351,281
研究職	291	43.7	20.9	386,512	345,504
医療職（医師等）	21	42.2	19.3	821,778	459,333
医療職（薬剤師等）	240	42.3	19.5	368,322	333,712
医療職（保健師等）	109	39.5	16.8	338,192	318,686
全職種（A）	21,199	41.6	19.9	386,345	342,725
令和3年4月（B）	21,267	41.7	20.1	387,848	343,988
増減（A）－（B）	△ 68 [△ 0.3]	△ 0.1	△ 0.2	△ 1,503 [△ 0.4]	△ 1,263 [△ 0.4]

(注) 1 「職員1人当たり給与月額」欄は、令和4年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。

2 「増減（A）-（B）」欄の〔 〕内は、令和3年4月と対比した増減率である。

3 地方公務員法第28条の4第1項等の規定により採用された職員（再任用職員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒		計	27.3 [24.1]	(41.4) [29.7]	(58.6) [69.6]	(0.0) [0.7]	72.7 [75.9]
		500人以上	33.6	(47.3)	(52.7)	(0.0)	66.4
		100人以上500人未満	28.5	(34.0)	(66.0)	(0.0)	71.5
		100人未満	4.1	(0.0)	(100.0)	(0.0)	95.9
高校卒		計	17.7 [18.0]	(50.4) [39.6]	(49.6) [60.4]	(0.0) [0.0]	82.3 [82.0]
		500人以上	17.1	(69.4)	(30.6)	(0.0)	82.9
		100人以上500人未満	19.9	(42.9)	(57.1)	(0.0)	80.1
		100人未満	14.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	85.7

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、昨年の調査の結果である。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
		係員	37.6 [29.3]	13.5 [20.6]	0.0 [0.0]
課長級		24.3 [19.1]	14.4 [17.6]	0.6 [0.0]	60.7 [63.2]

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 []内は、昨年の調査の結果である。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給			
		増額	減額	変化なし	中	止		
係員	89.0 [89.8]	85.7 [85.5]	27.2 [22.7]	4.3 [6.4]	54.3 [56.4]	3.3 [4.3]	11.0 [10.2]	
課長級	73.8 [74.2]	70.4 [69.2]	20.8 [19.0]	5.4 [4.2]	44.2 [45.9]	3.3 [5.0]	26.2 [25.8]	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 []内は、昨年の調査の結果である。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
362,077円	361,163円	914円 (0.25%)

(注) 民間、県職員ともに、今年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)
上半期 (A2)		372,066円
特別給の支給額	下半期 (B1)	797,227円
	上半期 (B2)	856,853円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	2.10月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	2.30月分
年 間 の 支 給 割 合		4.40月分

[備考] 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月である。

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

勸

告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

イ 勤勉手当

(イ) 令和 4 年12月期の支給割合

a b 以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあつては、0.6月分）とすること。

(ロ) 令和 5 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

ロ 初任給調整手当

獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,000円とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

ロ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

ロ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和4年12月1日から、1の(2)のイの(ロ)及びロ、2の(2)のロ並びに3の(2)のロについては令和5年4月1日から実施すること。

別記第 1

行 政 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,800	199,500	235,600	267,300	292,100	321,500	365,500	411,000	461,600	525,400
	2	151,900	201,300	237,200	269,000	294,400	323,700	368,100	413,400	464,800	528,300
	3	153,100	203,100	238,700	270,500	296,500	326,000	370,500	415,900	467,800	531,400
	4	154,200	204,900	240,200	272,300	298,500	328,200	373,100	418,300	470,800	534,600
	5	155,300	206,400	241,500	274,000	300,300	330,400	375,000	420,300	473,800	537,700
	6	156,500	208,200	243,100	275,900	302,300	332,400	377,600	422,600	476,900	540,000
	7	157,600	210,000	244,600	277,700	304,400	334,700	379,900	424,700	479,900	542,500
	8	158,600	211,900	246,100	279,700	306,400	336,900	382,400	426,900	483,000	544,900
	9	159,600	213,500	247,200	281,600	308,300	338,800	384,800	428,900	485,700	547,400
	10	161,000	215,300	248,700	283,600	310,600	341,000	387,500	431,000	488,800	549,200
	11	162,300	217,100	250,200	285,500	312,800	343,000	390,100	433,100	491,900	551,000
	12	163,600	218,900	251,500	287,400	315,100	345,200	392,900	435,300	495,000	552,900
	13	164,900	220,200	253,100	289,300	317,200	347,000	395,300	437,000	497,700	554,600
	14	166,400	222,000	254,200	291,100	319,300	349,100	397,600	438,800	500,000	556,000
	15	167,900	223,700	255,500	293,000	321,600	351,100	399,800	440,800	502,300	557,300
	16	169,500	225,600	256,800	294,700	323,700	353,100	402,200	442,800	504,600	558,400
	17	170,600	227,200	258,100	296,500	325,600	354,800	404,000	444,700	506,800	559,700
	18	172,000	228,900	259,500	298,500	327,600	356,800	406,100	446,500	508,200	560,700
	19	173,400	230,500	260,900	300,600	329,600	358,600	408,000	448,400	509,700	561,700
	20	174,800	232,000	262,400	302,600	331,600	360,500	409,800	450,100	511,100	562,600
	21	176,100	233,400	264,000	304,500	333,300	362,400	411,700	451,900	512,300	563,500
	22	178,700	234,900	265,700	306,700	335,500	364,400	413,500	453,400	513,700	
	23	181,200	236,500	267,300	308,700	337,500	366,400	415,300	454,800	515,200	
	24	183,700	238,000	268,900	310,800	339,600	368,300	417,200	456,300	516,700	
	25	186,000	239,100	270,700	312,500	341,000	370,300	419,000	457,700	517,800	
	26	187,700	240,600	272,500	314,600	342,900	372,200	420,600	459,000	519,000	
	27	189,300	241,900	274,300	316,600	344,800	374,200	422,100	460,300	520,200	
	28	191,000	243,100	276,000	318,600	346,700	376,200	423,700	461,500	521,400	
	29	192,500	244,300	277,500	320,400	348,300	377,800	425,300	462,600	522,400	
	30	194,300	245,300	279,400	322,400	350,300	379,600	426,600	463,300	523,300	
	31	196,100	246,300	281,300	324,500	352,200	381,400	427,900	464,100	524,200	
	32	197,900	247,300	283,000	326,600	354,000	383,000	429,100	464,800	525,100	
	33	199,500	248,400	284,300	327,800	355,900	384,800	430,300	465,500	525,900	
	34	200,900	249,300	286,000	329,800	357,700	386,200	431,600	466,300	526,800	
	35	202,400	250,200	287,500	331,700	359,500	387,700	432,900	467,000	527,500	
	36	203,900	251,200	289,400	333,800	361,200	389,300	434,200	467,600	528,000	
	37	205,200	252,100	291,000	335,800	362,700	390,700	435,400	468,100	528,700	
	38	206,500	253,400	292,800	337,700	364,000	392,000	436,200	468,700	529,300	
	39	207,700	254,600	294,600	339,700	365,400	393,200	437,000	469,300	530,100	
	40	209,000	256,000	296,400	341,600	366,800	394,300	437,800	469,900	530,700	

	41	210,300	257,300	297,900	343,500	368,100	395,400	438,400	470,400	531,200
	42	211,700	258,700	299,600	345,400	369,000	396,600	439,100	470,900	
	43	213,000	259,900	301,100	347,200	370,100	397,800	439,800	471,300	
	44	214,300	261,100	302,700	349,200	371,200	398,900	440,500	471,600	
	45	215,400	262,200	304,300	350,700	372,000	399,600	441,300	471,900	
	46	216,700	263,500	306,100	352,100	372,900	400,300	442,100		
	47	218,000	265,000	307,700	353,600	373,800	401,000	442,500		
	48	219,300	266,300	309,400	355,100	374,700	401,700	443,200		
	49	220,200	267,400	310,300	356,700	375,600	402,300	443,700		
	50	221,300	267,900	311,800	357,500	376,400	402,900	444,100		
	51	222,300	269,100	313,300	358,700	377,300	403,400	444,500		
	52	223,300	270,300	314,900	359,700	378,100	403,800	444,900		
	53	224,300	271,300	316,500	360,600	378,800	404,200	445,300		
	54	225,200	272,400	318,100	361,700	379,500	404,500	445,700		
	55	226,100	273,700	319,700	362,700	380,200	404,800	446,100		
	56	227,000	275,000	321,300	363,800	380,900	405,100	446,400		
	57	227,300	275,900	322,800	364,700	381,400	405,500	446,700		
	58	228,100	276,900	324,000	365,400	382,000	405,800	447,100		
	59	228,800	277,900	325,200	366,100	382,600	406,100	447,400		
	60	229,500	279,000	326,400	366,800	383,300	406,400	447,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	230,200	280,100	327,100	367,200	383,700	406,700	448,100		
	62	231,100	281,100	328,000	367,800	384,400	407,000			
	63	231,800	282,000	328,800	368,500	385,000	407,300			
	64	232,400	283,000	329,600	369,200	385,600	407,600			
	65	233,000	283,500	330,500	369,500	386,000	407,900			
	66	233,600	284,400	330,900	370,200	386,600	408,200			
	67	234,200	285,100	331,600	370,900	387,200	408,500			
	68	234,900	286,000	332,400	371,600	387,800	408,800			
	69	235,600	287,000	333,200	371,900	388,200	409,000			
	70	236,200	287,800	333,900	372,500	388,700	409,300			
	71	236,800	288,600	334,700	373,200	389,200	409,600			
	72	237,500	289,400	335,400	373,800	389,800	409,900			
	73	238,200	290,200	335,900	374,100	390,100	410,100			
	74	238,800	290,700	336,500	374,700	390,500	410,400			
	75	239,400	291,100	337,000	375,400	390,900	410,700			
	76	239,900	291,700	337,600	376,000	391,400	410,900			
77	240,500	291,800	337,900	376,400	391,700	411,100				
78	241,300	292,200	338,400	377,000	392,000	411,400				
79	242,100	292,400	338,800	377,600	392,300	411,700				
80	242,800	292,800	339,300	378,100	392,600	411,900				
81	243,300	293,000	339,700	378,600	392,800	412,100				
82	243,500	293,200	340,200	379,200	393,100	412,400				
83	244,100	293,600	340,700	379,700	393,400	412,700				
84	244,700	293,900	341,200	380,000	393,600	412,900				

	85	245,200	294,200	341,500	380,400	393,800	413,100				
	86	245,900	294,500	341,900	380,900	394,100					
	87	246,600	294,800	342,400	381,300	394,400					
	88	247,300	295,200	342,800	381,700	394,600					
	89	247,800	295,500	343,100	382,100	394,800					
	90	248,300	295,900	343,500	382,600	395,100					
	91	248,600	296,200	344,000	383,000	395,400					
	92	249,000	296,600	344,400	383,400	395,600					
	93	249,400	296,700	344,600	383,700	395,800					
	94		296,900	345,000	384,200						
	95		297,300	345,500	384,600						
	96		297,700	345,900	385,000						
	97		297,900	346,000	385,300						
	98		298,200	346,500	385,800						
	99		298,600	346,900	386,200						
	100		299,000	347,200	386,600						
	101		299,200	347,500	386,900						
	102		299,500	347,900							
	103		299,900	348,300							
	104		300,200	348,800							
	105		300,400	349,300							
	106		300,700	349,700							
	107		301,100	350,100							
	108		301,400	350,500							
	109		301,600	351,000							
	110		302,000	351,400							
	111		302,400	351,700							
	112		302,700	352,000							
	113		302,800	352,500							
	114		303,100								
	115		303,400								
	116		303,800								
	117		304,000								
	118		304,200								
	119		304,500								
	120		304,800								
	121		305,200								
	122		305,400								
	123		305,700								
	124		306,100								
	125		306,400								
再任用職員		189,000	216,700	257,000	276,500	291,800	317,300	359,300	392,700	444,100	525,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,500	191,300	216,300	256,400	298,000	323,100	350,100	384,600	425,800
	2	177,200	193,000	218,300	258,200	299,800	325,300	352,300	386,800	427,600
	3	179,000	194,800	220,300	260,000	301,600	327,400	354,600	388,700	429,500
	4	180,700	196,600	222,300	261,800	303,600	329,400	356,800	390,800	431,400
	5	182,000	198,400	224,300	263,500	305,300	331,500	358,800	392,600	432,800
	6	183,900	200,500	226,100	265,300	307,200	333,300	360,900	394,600	434,600
	7	185,800	202,700	228,200	266,900	309,200	335,000	363,200	396,400	436,200
	8	187,700	204,900	230,100	268,600	311,300	337,200	365,400	398,200	437,700
	9	189,300	206,900	232,200	269,700	313,100	338,900	367,100	399,900	439,300
	10	191,000	209,300	234,000	271,200	315,300	341,200	369,300	401,900	441,000
	11	192,700	211,800	235,800	272,500	317,400	343,400	371,300	403,900	442,600
	12	194,400	214,100	237,600	273,700	319,400	345,700	373,500	406,100	444,200
	13	196,100	216,100	239,400	275,000	321,400	347,700	375,300	407,800	445,300
	14	198,100	217,900	241,400	276,300	323,400	349,900	377,500	409,900	446,900
	15	200,200	219,700	243,300	277,300	325,000	352,100	379,500	411,900	448,800
	16	202,200	221,500	245,200	278,500	327,100	354,200	381,600	414,000	450,600
	17	204,300	223,400	246,700	279,200	328,800	356,200	383,200	415,700	452,200
	18	206,400	225,100	248,500	280,600	331,100	358,200	385,200	417,400	454,000
	19	208,700	227,100	250,300	282,000	333,200	360,200	387,100	419,100	455,800
	20	211,000	228,900	252,100	283,200	335,600	362,300	389,100	420,800	457,500
	21	213,200	230,600	253,700	284,500	337,500	364,100	390,800	422,500	459,100
	22	215,000	232,400	255,000	285,600	339,500	366,100	393,000	424,100	460,800
	23	216,700	234,200	256,200	286,900	341,600	367,900	395,100	425,500	462,500
	24	218,500	236,000	257,500	288,100	343,600	370,000	397,100	427,000	464,300
	25	220,400	237,600	258,700	289,100	345,500	371,700	398,800	428,300	465,800
	26	222,100	239,300	259,900	290,700	347,600	373,700	400,800	429,700	467,200
	27	223,900	241,100	261,200	292,400	349,600	375,700	402,900	431,200	468,700
	28	225,600	242,700	262,300	294,000	351,600	377,800	405,000	432,800	470,000
	29	227,600	243,900	263,300	296,000	353,400	379,600	406,600	434,200	471,200
	30	229,400	245,700	264,300	297,800	355,500	381,700	408,400	435,900	471,900
	31	231,200	247,500	265,500	299,500	357,300	383,800	410,100	437,600	472,600
	32	233,000	249,300	266,500	301,300	359,400	385,800	411,800	439,200	473,300
	33	234,600	250,700	267,000	302,900	360,800	387,700	413,500	440,600	473,800
	34	236,300	252,200	268,300	304,600	362,900	389,800	415,000	442,300	474,600
	35	238,000	253,500	269,300	306,500	364,800	392,000	416,600	444,000	475,300
	36	239,700	255,000	270,200	308,200	366,900	393,900	418,100	445,600	475,900
	37	241,000	256,100	271,000	309,900	368,800	395,600	419,500	447,000	476,300
	38	242,800	257,400	271,900	311,500	370,900	397,100	421,000	447,700	476,900
	39	244,600	258,600	272,900	313,400	372,900	398,400	422,500	448,500	477,400
	40	246,400	259,600	273,700	315,100	374,900	399,800	424,000	449,200	477,900
	41	247,800	260,600	274,700	316,200	377,000	401,000	425,500	449,600	478,400
	42	249,200	261,700	275,800	317,800	379,100	402,100	426,800	450,200	478,800
	43	250,500	262,700	276,800	319,700	381,200	403,100	428,100	450,900	479,200
	44	251,700	263,700	277,600	321,700	383,200	404,100	429,300	451,500	479,600
	45	252,800	264,300	278,700	323,400	384,900	405,400	430,300	452,300	479,900
	46	253,900	265,400	280,100	325,300	386,600	406,600	431,000	453,000	
	47	255,000	266,400	281,400	327,200	388,200	407,700	431,800	453,500	
	48	255,700	267,500	282,800	329,000	389,900	408,900	432,600	454,000	

	49	256,400	268,300	284,500	330,400	391,400	410,200	433,100	454,500
	50	257,300	269,300	286,200	332,000	392,400	411,000	433,500	454,800
	51	258,400	270,300	287,700	333,400	393,400	411,800	434,000	455,100
	52	259,400	271,200	289,200	335,200	394,400	412,500	434,300	455,500
	53	259,900	272,200	290,600	336,700	395,700	413,000	434,600	455,900
	54	261,100	272,900	292,200	338,400	396,800	413,700	435,000	456,100
	55	261,900	273,900	293,900	340,000	397,900	414,400	435,300	456,400
	56	263,000	274,800	295,600	341,800	399,100	415,000	435,600	456,600
	57	263,900	275,800	297,000	342,700	400,400	415,700	435,900	457,000
	58	264,800	277,300	298,400	344,400	401,200	416,100	436,200	457,200
	59	265,600	278,500	300,100	346,000	402,000	416,700	436,500	457,400
	60	266,400	279,900	301,800	347,600	402,700	417,300	436,800	457,600
	61	267,300	281,400	303,200	349,300	403,200	417,700	437,100	458,000
	62	267,800	283,000	304,700	351,000	403,900	418,300	437,400	
	63	268,600	284,300	306,600	352,700	404,600	418,800	437,700	
	64	269,200	285,800	308,300	354,400	405,400	419,300	438,000	
	65	270,300	287,100	309,600	356,000	405,700	419,900	438,300	
	66	271,500	288,300	311,300	357,600	406,400	420,500	438,600	
	67	272,600	289,800	312,700	359,200	407,100	420,900	438,900	
	68	273,500	291,200	314,400	360,800	407,700	421,400	439,200	
	69	274,500	292,800	315,800	362,000	408,100	421,800	439,400	
	70	275,900	293,900	317,200	363,500	408,600	422,100	439,700	
	71	277,100	295,400	318,500	364,800	409,200	422,400	440,000	
	72	278,400	296,700	320,000	366,200	409,700	422,700	440,300	
	73	279,300	297,900	320,800	367,400	410,200	423,000	440,500	
	74	280,400	299,300	322,400	368,600	410,600	423,300	440,800	
	75	281,800	300,800	323,900	369,900	411,100	423,600	441,100	
	76	283,000	302,300	325,600	371,200	411,600	423,900	441,400	
	77	284,100	303,200	327,400	372,500	412,100	424,100	441,600	
	78	285,300	304,700	329,100	373,700	412,600	424,400	441,900	
	79	286,400	305,900	330,700	374,900	413,200	424,700	442,200	
	80	287,100	307,500	332,300	376,100	413,700	425,000	442,500	
	81	288,200	308,800	334,000	377,400	414,100	425,200	442,700	
	82	289,300	310,200	335,800	378,600	414,700	425,500	443,000	
	83	290,600	311,300	337,400	379,700	415,200	425,800	443,300	
	84	292,000	312,700	339,100	380,900	415,400	426,000	443,600	
	85	293,100	313,600	340,500	382,000	415,700	426,200	443,800	
	86	294,300	315,100	342,000	382,600	416,200	426,500		
	87	295,200	316,400	343,500	383,100	416,500	426,800		
	88	296,400	317,900	345,000	383,700	416,800	427,000		
	89	297,400	319,400	346,300	384,300	417,100	427,200		
	90	298,600	321,000	347,500	384,900	417,500	427,500		
	91	299,700	322,400	348,900	385,500	417,900	427,800		
	92	300,900	323,900	350,200	386,100	418,300	428,000		
	93	301,400	325,200	351,600	386,400	418,600	428,200		
	94	302,700	326,500	353,100	386,900	419,000			
	95	303,800	327,900	354,600	387,500	419,400			
	96	305,100	329,200	356,100	388,000	419,800			
	97	306,300	330,400	357,400	388,400	420,100			
	98	307,500	331,700	358,600	388,800	420,500			
	99	308,700	333,000	359,700	389,400	420,900			
	100	309,900	334,400	360,900	389,900	421,300			

再任職員以外の職員

101	311,100	335,800	362,000	390,300	421,600					
102	312,100	336,700	363,200	390,800						
103	313,200	337,800	364,300	391,500						
104	314,200	339,000	365,500	392,000						
105	315,000	340,100	366,700	392,300						
106	315,600	341,200	367,200	392,700						
107	316,200	342,200	367,800	393,200						
108	316,900	343,300	368,400	393,500						
109	317,400	344,500	369,000	393,800						
110	317,900	345,500	369,500	394,300						
111	318,400	346,500	370,000	394,800						
112	319,000	347,400	370,500	395,300						
113	319,800	348,300	370,900	395,600						
114	320,600	349,300	371,300	396,100						
115	321,300	350,300	371,900	396,600						
116	322,000	351,300	372,400	397,100						
117	322,600	352,300	372,800	397,400						
118	323,400	352,800	373,300	397,900						
119	324,100	353,400	373,900	398,400						
120	324,900	354,000	374,400	398,900						
121	325,500	354,300	374,500	399,300						
122	325,800	354,700	375,100	399,800						
123	326,300	355,200	375,600	400,200						
124	326,800	355,600	376,000	400,700						
125	327,100	356,000	376,500	401,100						
126		356,400	377,100	401,600						
127		356,900	377,600	402,000						
128		357,300	378,100	402,500						
129		357,700	378,400	402,900						
130		358,100	378,900							
131		358,500	379,400							
132		358,900	379,900							
133		359,100	380,200							
134		359,600	380,700							
135		360,000	381,100							
136		360,300	381,500							
137		360,600	381,800							
138		361,000	382,300							
139		361,500	382,800							
140		362,000	383,300							
141		362,300	383,600							
142		362,900								
143		363,400								
144		363,900								
145		364,200								
再任用職員		243,200	255,000	259,100	290,600	307,300	321,500	345,200	380,600	412,400

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	165,100	208,300	268,800	333,800	419,900
	2	166,600	210,000	271,200	336,000	421,700
	3	168,100	211,600	273,500	338,100	423,500
	4	169,600	213,400	275,700	340,200	425,200
	5	171,300	215,200	278,100	342,200	426,700
	6	173,200	216,800	280,400	344,000	428,200
	7	175,000	218,500	282,700	345,900	430,100
	8	176,800	220,100	284,800	348,200	432,000
	9	178,500	221,900	286,900	350,000	433,900
	10	180,600	223,800	289,200	352,100	435,700
	11	182,600	225,700	291,500	354,200	437,600
	12	184,500	227,700	293,500	356,300	439,400
	13	186,500	229,200	296,000	358,400	441,100
	14	188,600	231,200	297,800	360,400	443,000
	15	190,700	233,200	299,700	362,400	444,800
	16	192,800	235,200	301,400	364,500	446,700
	17	194,900	237,000	303,200	366,100	448,500
	18	197,300	239,700	305,500	368,000	450,300
	19	199,900	242,500	307,700	369,800	452,100
	20	202,200	245,200	310,200	371,800	453,900
	21	204,600	247,700	312,400	373,400	455,500
	22	206,200	250,500	314,800	375,300	457,200
	23	207,900	253,100	317,000	377,200	459,100
	24	209,600	255,900	319,600	379,100	460,800
	25	211,100	258,200	322,000	380,400	462,600
	26	212,400	260,600	324,300	382,200	464,200
	27	214,100	263,100	326,500	384,000	465,800
	28	215,700	265,300	328,600	385,900	467,300
	29	217,200	267,800	330,700	387,700	468,800
	30	218,900	270,200	332,400	389,600	470,100
	31	220,600	272,400	334,100	391,600	471,400
	32	222,300	274,500	336,400	393,600	472,700
	33	223,700	276,600	338,200	395,300	473,900
	34	225,500	278,800	340,300	397,000	474,600
	35	227,400	280,900	342,400	398,600	475,300
	36	229,000	282,900	344,400	400,400	476,000
	37	230,500	285,200	346,500	401,600	476,700
	38	232,300	286,900	348,600	403,100	
	39	234,100	288,800	350,900	404,500	
	40	235,900	290,600	353,000	406,000	
	41	237,600	292,100	354,900	407,700	
	42	239,300	294,100	357,000	409,100	
	43	241,000	296,100	358,900	410,400	
	44	242,600	298,200	361,000	411,900	

	45	243,800	300,200	362,900	413,500
	46	245,200	302,700	364,900	414,800
	47	246,400	304,900	366,800	416,300
	48	247,500	307,500	368,800	417,900
	49	248,800	309,700	370,400	419,700
	50	250,200	312,100	372,200	421,100
	51	251,400	314,400	374,100	422,700
	52	252,700	316,700	376,100	424,200
	53	253,900	318,800	378,000	425,900
	54	255,100	320,600	379,800	427,400
	55	256,400	322,700	381,600	429,000
	56	257,400	324,600	383,300	430,600
	57	258,700	326,500	384,800	432,100
	58	259,400	328,600	386,400	433,700
	59	260,500	330,700	388,100	434,900
	60	261,500	332,700	389,800	436,100
	61	262,600	334,900	391,100	437,300
	62	263,500	337,000	392,500	438,600
	63	264,600	339,200	393,900	439,900
	64	265,400	341,400	395,200	441,100
	65	266,700	343,100	396,600	442,300
	66	268,100	345,300	397,800	443,500
	67	269,500	347,300	399,200	444,700
	68	271,100	349,600	400,600	445,900
	69	272,400	351,400	401,900	447,100
	70	273,700	353,300	403,200	448,400
	71	275,000	355,300	404,600	449,600
	72	276,400	357,300	406,000	450,800
	73	277,400	358,900	407,300	451,900
	74	278,900	360,800	408,700	452,500
	75	280,300	362,600	410,100	453,000
再任職員以外の職員	76	281,000	364,600	411,400	453,500
	77	282,200	366,400	412,600	454,000
	78	283,400	368,100	413,800	454,600
	79	284,600	369,800	415,100	455,100
	80	285,800	371,400	416,500	455,600
	81	286,900	372,900	417,800	456,100
	82	288,100	374,400	419,000	456,700
	83	289,300	375,900	420,100	457,200
	84	290,500	377,400	421,300	457,700
	85	291,500	378,500	422,500	458,200
	86	292,700	379,900	423,700	
	87	293,700	381,300	424,900	
	88	294,900	382,600	425,900	
	89	296,000	383,900	427,000	
	90	297,100	385,200	428,000	
	91	298,300	386,400	429,000	
	92	299,500	387,700	430,000	

93	300,000	389,000	430,900
94	301,000	390,100	431,700
95	302,100	391,500	432,500
96	303,300	392,700	433,300
97	304,300	394,100	434,200
98	305,400	395,100	434,600
99	306,500	396,200	435,000
100	307,600	397,200	435,400
101	308,500	398,100	435,800
102	309,600	399,100	436,100
103	310,700	400,200	436,400
104	311,700	401,300	436,700
105	312,300	402,000	437,000
106	313,200	402,900	437,300
107	314,000	403,800	437,600
108	314,800	404,700	437,800
109	315,700	405,600	438,000
110	316,100	406,500	
111	316,500	407,300	
112	317,000	408,100	
113	317,600	408,700	
114	318,000	409,400	
115	318,500	410,100	
116	319,000	410,800	
117	319,600	411,400	
118	320,200	411,900	
119	320,600	412,300	
120	321,100	412,700	
121	321,600	413,100	
122	322,000	413,400	
123	322,500	413,700	
124	323,000	413,900	
125	323,600	414,100	
126	323,900	414,400	
127	324,200	414,700	
128	324,500	414,900	
129	324,700	415,100	
130	325,000	415,400	
131	325,300	415,700	
132	325,600	415,900	
133	325,800	416,100	
134	326,000	416,400	
135	326,200	416,700	
136	326,500	416,900	
137	326,800	417,100	
138	327,000	417,400	
139	327,300	417,700	
140	327,600	417,900	

	141	327,800	418,100			
	142	328,000	418,400			
	143	328,300	418,700			
	144	328,500	418,900			
	145	328,800	419,100			
	146	329,000	419,400			
	147	329,300	419,700			
	148	329,600	419,900			
	149	329,800	420,100			
	150	330,000				
	151	330,300				
	152	330,600				
	153	330,800				
再任用職員		235,700	276,200	305,100	333,400	418,100

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,100	181,000	268,800	297,400	409,600
	2	166,600	183,100	271,200	300,000	411,100
	3	168,100	185,300	273,500	302,700	412,600
	4	169,600	187,500	275,700	305,200	414,100
	5	171,300	189,500	278,100	307,700	415,500
	6	173,200	191,500	280,400	309,800	416,900
	7	175,000	193,600	282,700	312,200	418,400
	8	176,800	195,700	284,800	314,300	420,100
	9	178,500	197,800	286,900	316,400	421,500
	10	180,600	200,600	289,200	318,700	422,900
	11	182,600	203,200	291,500	321,100	424,300
	12	184,500	205,800	293,500	323,600	425,600
	13	186,500	208,300	296,000	326,000	426,900
	14	188,600	210,000	297,800	327,900	428,300
	15	190,700	211,600	299,700	329,800	429,700
	16	192,800	213,400	301,400	331,900	431,100
	17	194,900	215,200	303,200	333,800	432,300
	18	197,300	216,800	305,500	336,000	433,700
	19	199,900	218,500	307,700	338,100	434,900
	20	202,200	220,100	310,200	340,200	436,200
	21	204,600	221,900	312,400	342,200	437,300
	22	206,200	223,800	314,800	344,000	438,500
	23	207,900	225,700	317,000	345,900	439,800
	24	209,600	227,700	319,600	348,200	441,100
	25	211,100	229,200	322,000	350,000	442,400
	26	212,300	231,200	324,300	351,800	443,600
	27	214,000	233,200	326,500	353,700	444,600
	28	215,600	235,200	328,600	355,600	445,700
	29	217,100	237,000	330,700	357,400	446,900
	30	218,800	239,700	332,400	359,200	447,700
	31	220,500	242,500	334,100	360,900	448,600
	32	222,200	245,200	336,400	362,800	449,500
	33	223,600	247,700	338,200	364,200	450,400
	34	225,400	250,500	340,300	365,900	450,900
	35	227,300	253,100	342,400	367,400	451,400
	36	228,800	255,900	344,400	369,200	451,900
	37	230,200	258,200	346,400	371,100	452,400
	38	231,900	260,600	348,300	372,600	452,900
	39	233,600	263,100	350,400	373,900	453,400
	40	235,300	265,300	352,300	375,500	453,900
	41	236,900	267,800	353,800	376,600	454,400
	42	238,600	270,200	355,600	378,100	
	43	240,300	272,400	357,200	379,500	
	44	241,900	274,500	358,900	381,000	

	45	243,500	276,600	360,700	382,400
	46	245,000	278,800	362,400	384,000
	47	246,300	280,900	363,800	385,600
	48	247,400	282,900	365,400	387,100
	49	248,700	285,200	366,600	388,500
	50	250,000	286,900	368,100	390,000
	51	251,300	288,800	369,700	391,600
	52	252,400	290,600	371,300	393,000
	53	253,600	292,100	372,700	394,200
	54	255,000	294,100	374,200	395,500
	55	256,000	296,100	375,700	396,600
	56	257,000	298,200	377,300	397,700
	57	258,200	300,200	378,800	399,100
	58	259,200	302,700	380,200	400,300
	59	260,300	304,900	381,600	401,500
	60	261,300	307,500	382,900	402,800
	61	262,500	309,700	383,800	404,000
	62	263,200	312,100	385,000	405,000
	63	264,100	314,400	386,200	406,500
	64	264,800	316,700	387,300	407,800
	65	265,900	318,800	388,200	409,000
	66	267,300	320,600	389,400	410,100
	67	268,300	322,700	390,400	411,300
	68	269,600	324,600	391,600	412,400
	69	271,100	326,500	392,800	413,400
	70	272,600	328,600	393,800	414,600
	71	273,900	330,700	394,900	415,800
	72	275,300	332,700	396,100	417,000
	73	275,700	334,900	397,100	417,600
	74	276,900	337,000	398,200	418,400
	75	278,300	339,200	399,300	419,100
	76	279,500	341,400	400,400	419,700
	77	280,700	343,100	401,300	420,000
	78	281,500	345,000	402,200	420,400
	79	282,700	346,700	403,200	420,800
再任職員以外の職員	80	283,800	348,500	404,200	421,200
	81	285,000	350,400	405,000	421,500
	82	285,900	352,200	405,900	421,900
	83	287,100	353,600	406,600	422,300
	84	288,300	355,400	407,400	422,600
	85	289,200	356,600	408,100	422,900
	86	290,100	358,200	408,900	423,300
	87	290,800	359,700	409,600	423,700
	88	291,900	361,200	410,300	424,000
	89	292,900	362,500	410,900	424,300
	90	293,800	363,900	411,600	424,600
	91	294,700	365,300	412,100	424,900
	92	295,500	366,700	412,800	425,100

93	295,800	368,200	413,200	425,300
94	296,500	369,500	413,600	425,600
95	297,200	370,800	413,900	425,900
96	298,000	372,000	414,200	426,100
97	298,800	373,000	414,500	426,300
98	299,600	374,000	414,800	426,600
99	300,400	375,000	415,100	426,900
100	301,100	376,000	415,300	427,100
101	302,000	377,000	415,500	427,300
102	302,500	378,000	415,800	
103	303,000	379,000	416,100	
104	303,500	380,000	416,300	
105	303,700	380,800	416,500	
106	304,100	381,700	416,800	
107	304,400	382,600	417,100	
108	304,600	383,600	417,300	
109	304,800	384,400	417,500	
110	305,000	385,400	417,800	
111	305,300	386,400	418,100	
112	305,600	387,400	418,300	
113	305,900	388,000	418,500	
114	306,100	388,900	418,800	
115	306,300	389,800	419,100	
116	306,600	390,700	419,300	
117	306,900	391,600	419,600	
118	307,200	392,300		
119	307,500	393,100		
120	307,800	393,900		
121	307,900	394,500		
122	308,100	395,300		
123	308,400	396,000		
124	308,700	396,700		
125	308,900	397,300		
126		398,000		
127		398,500		
128		399,100		
129		399,800		
130		400,400		
131		400,900		
132		401,400		
133		401,700		
134		402,000		
135		402,300		
136		402,600		
137		402,900		
138		403,200		
139		403,500		
140		403,800		

	141		404,100			
	142		404,400			
	143		404,700			
	144		405,000			
	145		405,300			
	146		405,600			
	147		405,900			
	148		406,100			
	149		406,300			
	150		406,600			
	151		406,900			
	152		407,100			
	153		407,300			
	154		407,600			
	155		407,900			
	156		408,100			
	157		408,300			
	158		408,600			
	159		408,900			
	160		409,100			
	161		409,300			
再任用職員		226,800	273,000	300,200	326,700	408,100

備考（一） この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,100	199,800	286,100	335,100	391,600
	2	152,200	202,400	288,500	337,400	394,500
	3	153,400	204,800	290,800	339,400	397,100
	4	154,500	207,300	293,200	341,300	399,900
	5	155,600	209,800	295,500	343,000	402,000
	6	157,000	212,200	297,400	344,700	404,700
	7	158,300	214,500	299,400	346,300	407,500
	8	159,600	216,700	301,100	348,300	410,200
	9	160,600	218,800	302,900	350,100	412,700
	10	162,300	221,100	305,300	352,100	415,300
	11	163,900	223,600	307,600	354,200	418,000
	12	165,500	225,900	310,100	356,100	420,900
	13	166,900	228,000	312,200	358,100	423,500
	14	168,800	230,400	314,600	360,000	426,200
	15	170,800	232,900	317,000	361,800	429,000
	16	172,800	235,300	319,700	363,800	431,700
	17	174,400	237,500	322,200	365,500	434,300
	18	176,500	240,400	324,400	367,400	436,900
	19	178,600	243,300	326,400	369,100	439,400
	20	180,600	246,200	328,400	371,100	442,000
	21	182,600	248,700	330,500	372,600	444,500
	22	184,900	251,400	332,100	374,600	447,100
	23	187,100	253,900	333,600	376,300	449,800
	24	189,300	256,700	335,700	378,300	452,300
	25	191,300	259,100	337,600	379,700	454,500
	26	193,500	261,500	339,500	381,400	456,800
	27	195,600	263,800	341,300	383,300	459,300
	28	197,800	265,900	343,100	385,200	461,800
	29	199,900	268,500	345,000	386,900	464,400
	30	201,400	270,600	346,700	388,800	466,900
	31	203,200	272,500	348,200	390,700	469,400
	32	204,900	274,400	350,000	392,700	471,900
	33	206,700	276,100	351,200	394,300	474,200
	34	208,600	278,100	352,600	396,100	476,700
	35	210,500	280,100	353,900	397,700	479,100
	36	212,500	282,000	355,400	399,500	481,600
	37	214,000	283,900	356,600	400,700	484,000
	38	215,900	285,000	358,000	402,200	486,500
	39	217,800	286,200	359,200	403,600	488,900
	40	219,700	287,400	360,600	405,000	491,500
	41	221,500	288,600	361,300	406,500	493,800
	42	223,400	289,300	362,400	407,800	496,000
	43	225,300	289,900	363,700	409,300	498,200
	44	227,300	290,600	364,800	410,900	500,400

再任 用職 員以 外の 職員	45	229,000	291,300	365,900	412,300	502,100
	46	230,900	292,400	367,100	413,500	503,600
	47	232,700	293,500	368,400	415,100	505,300
	48	234,500	294,600	369,500	416,700	506,800
	49	236,100	295,800	370,600	418,000	508,500
	50	237,900	296,900	371,900	419,500	509,900
	51	239,600	297,900	373,200	421,000	511,300
	52	241,200	299,000	374,500	422,400	512,800
	53	242,500	299,800	375,200	423,800	513,900
	54	244,200	300,800	376,200	425,200	515,100
	55	245,800	302,100	377,200	426,600	516,300
	56	247,300	303,200	378,200	428,000	517,500
	57	248,500	303,700	379,000	429,100	518,400
	58	249,700	304,700	379,800	430,400	519,500
	59	250,600	305,900	380,500	431,800	520,500
	60	251,500	307,100	381,200	433,100	521,500
	61	252,500	308,000	381,800	434,000	522,600
	62	253,500	309,100	382,500	434,900	523,500
	63	254,400	310,200	383,400	435,900	524,200
	64	255,300	311,300	384,300	436,800	524,900
	65	256,200	312,100	384,900	437,700	525,700
	66	257,100	313,200	385,700	438,500	526,500
	67	257,900	314,100	386,500	439,100	527,300
	68	258,500	315,100	387,300	439,900	528,100
	69	259,300	316,100	387,900	440,300	528,800
	70	260,600	317,100	388,600	440,900	529,600
	71	261,900	318,200	389,300	441,400	530,400
	72	263,100	319,300	390,000	441,900	531,200
	73	264,400	319,800	390,700	442,400	531,900
	74	265,900	320,900	391,400		
	75	267,000	322,000	392,000		
	76	268,000	323,100	392,700		
	77	268,800	324,200	393,400		
	78	270,000	325,200	394,000		
	79	271,300	326,100	394,600		
	80	272,400	327,000	395,200		
	81	273,600	328,100	395,800		
	82	274,700	328,900	396,400		
	83	275,900	329,600	397,000		
	84	276,900	330,400	397,600		
	85	278,100	330,900	398,100		
	86	279,200	331,400	398,600		
	87	280,500	331,900	399,100		
	88	281,700	332,400	399,800		
	89	282,500	332,700	400,200		
	90	283,700	333,200	400,700		
	91	284,700	333,700	401,200		
	92	285,900	334,300	401,900		

	93	286,800	334,600	402,300		
	94	287,800	335,000	402,800		
	95	288,800	335,500	403,300		
	96	289,800	336,000	404,000		
	97	290,100	336,500	404,400		
	98	291,000	337,000			
	99	291,800	337,500			
	100	292,700	338,000			
	101	293,600	338,500			
	102	294,300	339,000			
	103	295,000	339,500			
	104	295,700	340,000			
	105	296,400	340,500			
	106	296,900	340,900			
	107	297,400	341,400			
	108	297,900	341,800			
	109	298,100	342,300			
	110	298,500	342,700			
	111	298,800	343,200			
	112	299,100	343,600			
	113	299,400	344,100			
	114	299,700	344,500			
	115	300,000	345,000			
	116	300,300	345,400			
	117	300,600	345,900			
	118	301,000	346,300			
	119	301,300	346,700			
	120	301,700	347,100			
	121	302,000	347,500			
再任用職員		219,000	260,500	285,500	328,200	387,100

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	254,400	339,600	401,900	475,000
	2	257,000	342,600	404,800	477,400
	3	259,500	345,400	407,400	479,600
	4	262,000	348,300	410,200	481,900
	5	264,200	351,000	412,500	484,100
	6	268,000	354,100	414,800	486,300
	7	271,900	357,200	417,500	488,500
	8	275,700	360,000	420,300	490,800
	9	279,300	362,400	422,500	492,800
	10	283,400	365,000	425,200	494,900
	11	287,400	367,700	427,800	497,000
	12	291,400	370,500	430,500	499,100
	13	295,000	373,400	432,900	501,200
	14	299,100	377,000	435,500	503,300
	15	303,000	380,000	437,900	505,500
	16	306,800	383,600	440,400	507,600
	17	310,400	387,000	442,400	509,700
	18	313,900	389,700	444,800	511,700
	19	317,400	392,300	447,100	513,700
	20	321,000	394,900	449,600	515,700
	21	324,600	397,500	451,100	517,500
	22	328,400	399,700	453,500	519,400
	23	331,700	402,200	455,800	521,300
	24	335,100	404,600	458,100	523,200
	25	338,500	406,700	460,100	524,900
	26	341,000	409,000	462,500	526,700
	27	343,600	411,200	464,700	528,500
	28	345,900	413,500	467,000	530,300
	29	348,300	415,800	469,100	531,900
	30	350,100	417,900	471,400	533,800
	31	352,000	420,000	473,700	535,600
	32	354,000	422,100	475,900	537,400
	33	356,200	424,000	478,000	539,000
	34	358,600	425,800	480,100	540,800
	35	360,700	427,600	482,200	542,500
	36	362,900	429,600	484,300	544,300
	37	365,000	431,500	486,400	545,900
	38	367,400	433,500	488,200	547,600
	39	369,600	435,500	490,000	549,000
	40	371,600	437,500	491,900	550,600

	41	373,800	439,300	493,600	552,100
	42	374,800	441,100	495,400	553,500
	43	376,200	442,800	497,200	554,900
	44	377,700	444,600	499,000	556,200
	45	378,900	446,400	500,600	557,400
	46	380,300	448,300	502,300	558,400
再任職員以外の職員	47	381,800	450,100	504,100	559,400
	48	383,300	451,800	506,000	560,400
	49	384,400	453,600	507,600	561,400
	50	385,400	455,300	508,900	562,400
	51	386,400	457,100	510,200	563,300
	52	387,200	458,900	511,500	564,200
	53	388,100	460,800	512,500	565,000
	54	389,000	462,000	513,800	565,900
	55	389,700	463,300	515,100	566,800
	56	390,600	464,500	516,400	567,700
	57	391,400	465,700	517,400	568,600
	58	392,300	466,700	518,200	569,500
	59	393,100	467,700	519,100	570,400
	60	393,900	468,700	519,900	571,100
	61	394,400	469,500	520,800	572,000
	62	394,900	470,200	521,600	572,900
63	395,300	470,900	522,500	573,800	
64	395,800	471,600	523,300	574,700	
65	396,100	472,300	524,200	575,600	
66		473,000	525,100		
67		473,700	525,800		
68		474,300	526,700		
69		474,600	527,600		
70		475,300	528,400		
71		476,000	529,300		
72		476,800	530,200		
73		477,200	531,000		
74		477,800	531,900		
75		478,500	532,800		
76		479,200	533,600		
77		479,600	534,400		
78		480,200	535,300		
79		480,800	536,200		
80		481,300	537,100		
81		481,900	537,900		
82		482,400	538,800		
83		482,900	539,700		
84		483,400	540,600		
85		483,800	541,400		
86		484,400	542,300		
87		484,800	543,200		
88		485,300	544,100		

	89		485,800	544,900	
	90		486,400		
	91		487,000		
	92		487,400		
	93		487,900		
	94		488,500		
	95		489,100		
	96		489,700		
	97		490,200		
再任用職員		298,300	341,000	395,800	469,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,800	192,300	227,900	253,600	283,400	321,500	365,500
	2	157,300	193,900	229,500	254,700	285,300	323,700	368,100
	3	158,700	195,500	231,100	255,900	287,400	326,000	370,500
	4	160,100	197,100	232,700	257,200	289,400	328,200	373,100
	5	161,300	198,700	234,100	258,400	291,500	330,400	375,000
	6	163,100	200,200	235,700	259,600	293,700	332,400	377,600
	7	164,800	201,800	237,200	260,600	295,600	334,700	379,900
	8	166,400	203,300	238,800	261,700	297,600	336,900	382,400
	9	168,000	204,900	239,800	263,000	299,400	338,800	384,800
	10	169,700	206,600	241,200	263,700	301,300	341,000	387,500
	11	171,400	208,200	242,600	264,600	303,000	343,000	390,100
	12	173,200	209,900	243,700	265,400	305,200	345,200	392,900
	13	174,500	211,400	245,200	266,500	307,300	347,000	395,300
	14	176,300	213,000	246,500	267,700	309,200	349,100	397,600
	15	178,200	214,600	247,700	268,900	311,300	351,100	399,800
	16	180,000	216,200	249,000	270,000	313,300	353,100	402,200
	17	181,900	217,600	249,800	271,500	315,300	354,800	404,000
	18	183,500	219,200	251,000	273,200	317,300	356,800	406,100
	19	185,400	220,900	252,100	274,900	319,400	358,600	408,000
	20	187,100	222,600	253,200	276,600	321,600	360,500	409,800
	21	188,600	223,900	254,600	278,200	323,400	362,400	411,700
	22	190,100	225,500	255,400	280,000	325,400	364,400	413,500
	23	191,600	226,900	256,300	281,700	327,200	366,400	415,300
	24	193,100	228,400	257,200	283,300	329,200	368,300	417,200
	25	194,700	229,600	258,200	284,900	330,900	370,300	419,000
	26	196,000	231,000	259,300	286,700	332,800	372,200	420,600
	27	197,600	232,300	260,400	288,600	334,900	374,200	422,100
	28	199,000	233,500	261,700	290,400	336,900	376,200	423,700
	29	200,500	234,700	263,100	291,600	338,200	377,800	425,300
	30	201,700	236,000	264,700	293,500	340,000	379,600	426,600
	31	203,000	237,500	266,300	295,300	341,700	381,400	427,900
	32	204,300	238,700	267,800	297,200	343,500	383,000	429,100
	33	205,700	239,800	269,100	298,900	345,200	384,800	430,300
	34	207,100	241,100	270,800	300,600	347,000	386,200	431,600
	35	208,400	241,800	272,400	302,400	349,000	387,700	432,900
	36	209,800	243,100	274,000	304,200	350,800	389,300	434,200
	37	210,900	244,700	275,100	305,500	352,600	390,700	435,400
	38	212,300	245,600	276,700	307,300	354,300	392,000	436,200
	39	213,600	246,700	278,500	308,800	355,900	393,200	437,000
	40	214,900	247,900	280,100	310,400	357,600	394,300	437,800
	41	216,000	249,000	281,200	312,100	358,800	395,400	438,400
	42	217,200	249,800	282,800	313,800	359,900	396,600	439,100
	43	218,400	250,800	284,500	315,400	361,100	397,800	439,800
	44	219,600	251,600	286,200	317,100	362,300	398,900	440,500

再任 用職 員以 外の 職員	45	220,600	252,700	287,700	318,000	363,600	399,600	441,300
	46	221,700	254,000	289,400	319,400	364,400	400,300	442,100
	47	222,700	255,300	291,100	321,000	365,600	401,000	442,500
	48	223,700	256,500	292,800	322,600	366,700	401,700	443,200
	49	224,600	258,000	294,000	324,000	367,700	402,300	443,700
	50	225,600	259,400	295,600	325,300	368,700	402,900	444,100
	51	226,500	260,700	296,900	326,500	369,700	403,400	444,500
	52	227,400	261,900	298,500	327,800	370,700	403,800	444,900
	53	227,700	262,600	299,800	328,900	371,500	404,200	445,300
	54	228,500	264,000	301,300	329,900	372,300	404,500	445,700
	55	229,100	265,400	302,700	331,000	373,200	404,800	446,100
	56	229,900	266,700	304,200	332,000	374,100	405,100	446,400
	57	230,600	267,500	305,200	332,500	374,600	405,500	446,700
	58	231,300	268,600	306,500	333,400	375,400	405,800	447,100
	59	231,900	269,800	307,700	334,300	376,200	406,100	447,400
	60	232,500	271,000	309,100	335,200	377,100	406,400	447,700
	61	233,200	271,900	310,400	336,000	377,500	406,700	448,100
	62	233,800	273,100	311,600	336,300	378,200	407,000	
	63	234,400	274,400	312,900	336,900	378,900	407,300	
	64	235,100	275,700	314,100	337,600	379,600	407,600	
	65	235,700	276,500	315,500	338,200	380,000	407,900	
	66	236,400	277,700	316,300	338,900	380,600	408,200	
	67	237,100	278,600	317,100	339,600	381,300	408,500	
	68	237,800	279,700	317,900	340,300	381,900	408,800	
	69	238,400	280,700	318,500	341,000	382,300	409,000	
	70	239,000	281,700	319,200	341,500	382,800	409,300	
	71	239,600	282,800	319,900	342,100	383,300	409,600	
	72	240,100	283,900	320,600	342,700	383,800	409,900	
	73	240,500	284,500	321,300	343,000	384,400	410,100	
	74	241,300	285,200	321,500	343,600	384,900	410,400	
	75	242,100	285,700	322,100	344,100	385,500	410,700	
	76	242,800	286,500	322,700	344,700	386,100	410,900	
77	243,200	287,300	323,300	345,200	386,600	411,100		
78	243,500	287,900	323,800	345,700	387,100	411,400		
79	244,000	288,500	324,300	346,200	387,600	411,700		
80	244,500	289,100	324,800	346,600	388,100	411,900		
81	244,800	289,800	325,400	346,900	388,400	412,100		
82	245,200	290,300	325,900	347,200	388,900	412,400		
83	245,600	290,700	326,300	347,600	389,300	412,700		
84	245,900	291,100	326,800	347,900	389,700	412,900		
85	246,200	291,300	327,300	348,500	390,100	413,100		
86		291,500	327,700	348,800	390,600			
87		291,800	327,900	349,100	391,000			
88		292,000	328,300	349,400	391,400			
89		292,400	328,700	349,800	391,800			
90		292,600	329,100	350,100	392,300			
91		292,800	329,500	350,500	392,700			
92		293,000	329,900	350,800	393,100			

	93		293,400	330,200	351,200	393,500		
	94		293,600	330,400	351,500			
	95		293,800	330,800	351,800			
	96		294,100	331,100	352,100			
	97		294,500	331,300	352,400			
	98		294,800	331,600	352,800			
	99		295,000	331,900	353,200			
	100		295,300	332,200	353,600			
	101		295,600	332,400	354,100			
	102		295,800	332,700	354,500			
	103		296,000	333,100	354,900			
	104		296,300	333,300	355,300			
	105		296,600	333,400	355,800			
	106			333,700				
	107			334,100				
	108			334,400				
	109			334,600				
	110			335,000				
	111			335,400				
	112			335,800				
	113			336,000				
再任用職員		190,000	216,800	245,200	258,700	284,100	317,300	359,300

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	170,800	198,100	245,000	267,200	290,000	332,400
	2	172,300	200,000	246,800	268,100	291,700	334,600
	3	173,800	202,000	248,600	269,000	293,300	336,600
	4	175,200	203,900	250,400	269,900	295,100	338,800
	5	176,700	206,000	251,800	270,400	296,700	340,800
	6	178,200	208,100	253,100	271,400	298,500	342,900
	7	179,600	210,300	254,200	272,100	300,200	345,000
	8	181,100	212,400	255,600	273,000	301,900	347,100
	9	182,400	214,500	256,400	274,100	303,600	348,700
	10	184,100	215,900	257,300	274,700	305,200	350,700
	11	185,700	217,300	258,200	275,700	306,500	352,600
	12	187,300	218,500	259,000	276,800	308,300	354,600
	13	188,600	219,900	260,100	277,800	309,800	356,500
	14	190,600	221,300	261,100	278,800	311,400	358,600
	15	192,600	222,800	261,900	279,800	313,200	360,700
	16	194,600	224,000	262,800	280,900	315,000	362,800
	17	196,600	225,400	263,300	282,200	316,700	364,800
	18	198,600	226,900	264,200	283,400	318,300	366,800
	19	200,600	228,400	265,000	284,400	320,000	368,900
	20	202,600	229,900	265,800	285,600	321,800	371,000
	21	204,600	231,100	266,700	287,100	323,200	372,700
	22	206,600	232,800	267,400	288,700	324,700	374,800
	23	208,700	234,500	268,300	290,000	326,200	377,000
	24	210,800	236,000	269,100	291,400	327,700	379,000
	25	212,300	237,300	270,100	292,500	329,100	381,000
	26	213,700	239,000	270,900	294,100	330,500	382,600
	27	214,900	240,800	271,800	295,900	332,000	384,500
	28	216,200	242,500	272,800	297,600	333,600	386,400
	29	217,400	244,100	274,000	298,300	334,800	388,200
	30	218,500	245,500	275,300	299,700	336,300	389,900
	31	219,800	246,800	276,800	301,300	337,700	391,900
	32	220,900	247,900	278,100	303,000	339,200	393,700
	33	222,200	248,900	279,600	304,400	340,800	395,400
	34	223,500	250,000	281,000	305,900	342,300	397,100
	35	224,800	250,900	282,200	307,600	343,900	398,900
	36	226,100	251,900	283,400	309,200	345,400	400,600
	37	227,300	252,600	284,900	310,500	347,100	402,200
	38	228,700	253,700	286,100	311,900	348,800	403,900
	39	230,000	254,500	287,600	313,300	350,300	405,800
	40	231,400	255,500	289,000	314,900	351,900	407,600
	41	232,300	255,900	289,700	316,400	353,100	409,100
	42	233,700	256,800	291,000	317,800	354,600	410,600
	43	235,000	257,600	292,600	319,200	356,100	412,100
	44	236,400	258,300	294,200	320,800	357,500	413,400

	45	237,600	259,100	295,500	321,600	359,100	414,500
	46	239,000	259,900	296,900	323,000	360,100	415,600
	47	240,400	260,800	298,400	324,400	361,600	416,700
	48	241,700	261,600	299,900	325,900	363,000	417,900
	49	242,600	262,400	301,000	327,000	364,400	419,200
	50	243,700	263,300	302,300	328,400	365,800	420,400
	51	244,700	264,200	303,500	329,700	367,100	421,600
	52	245,700	265,200	304,900	331,000	368,500	422,700
	53	246,400	266,400	306,400	332,400	370,000	423,900
	54	247,400	267,500	307,700	333,800	371,200	424,900
	55	248,300	268,800	309,100	335,300	372,300	426,000
	56	249,200	270,100	310,500	336,600	373,500	427,100
	57	249,900	271,500	311,300	337,500	374,600	428,200
	58	250,900	273,000	312,500	338,800	375,500	428,700
	59	251,500	274,500	313,700	340,000	376,500	429,300
	60	252,300	275,900	315,100	341,300	377,600	429,700
	61	253,100	277,200	316,200	342,400	378,200	430,300
	62	253,900	278,500	317,500	343,300	379,000	430,800
	63	254,700	280,000	318,800	344,500	379,800	431,200
	64	255,500	281,300	320,100	345,800	380,600	431,700
	65	256,200	282,100	321,400	346,900	381,300	432,300
	66	257,000	283,400	322,700	348,100	382,000	432,700
	67	257,800	284,900	324,000	349,400	382,800	433,000
	68	258,500	286,400	325,300	350,500	383,500	433,300
	69	259,300	287,500	326,000	351,500	384,100	433,800
	70	260,100	289,000	327,100	352,500	384,700	
	71	261,000	290,500	328,200	353,600	385,400	
	72	262,000	292,000	329,100	354,700	386,000	
	73	263,300	293,000	330,400	355,500	386,700	
	74	264,600	294,400	331,100	356,600	387,200	
	75	265,700	295,600	332,200	357,700	387,800	
	76	266,800	296,900	333,400	358,800	388,300	
	77	267,700	298,300	334,600	359,500	388,700	
	78	268,700	299,600	335,800	360,300	389,300	
	79	270,000	300,800	336,900	361,100	389,800	
	80	271,200	302,100	338,100	361,800	390,100	
	81	272,100	302,600	339,200	362,400	390,400	
	82	272,700	303,800	340,300	363,000	390,900	
	83	273,700	304,900	341,300	363,600	391,400	
	84	274,700	306,200	342,400	364,100	391,700	
	85	275,500	307,300	343,300	364,700	392,000	
	86	276,300	308,500	344,300	365,200	392,500	
	87	277,300	309,700	345,200	365,800	393,000	
	88	278,500	310,800	346,200	366,300	393,400	
	89	279,300	312,100	347,200	366,700	393,700	
	90	280,200	313,300	348,000	367,100	394,100	
	91	281,000	314,500	348,900	367,700	394,600	
	92	282,000	315,700	349,700	368,200	395,000	

再任
用職
員以
外の
職員

93	282,900	316,500	350,300	368,500	395,400
94	283,900	317,200	350,900	369,000	395,800
95	284,800	317,900	351,600	369,400	396,300
96	285,800	318,500	352,200	369,700	396,700
97	286,400	319,200	352,600	370,300	397,100
98	287,200	319,500	353,000	370,800	397,500
99	287,800	320,200	353,500	371,300	398,000
100	288,700	320,900	353,900	371,800	398,400
101	289,500	321,300	354,400	372,400	398,800
102	290,300	321,900	354,800	372,900	
103	291,100	322,500	355,300	373,400	
104	292,000	323,100	355,700	373,800	
105	292,700	323,500	356,000	374,400	
106	293,200	324,000	356,500	374,900	
107	293,700	324,500	356,900	375,400	
108	294,200	325,000	357,200	375,900	
109	294,400	325,400	357,700	376,500	
110	294,700	325,800	358,200	377,000	
111	294,900	326,100	358,700	377,500	
112	295,300	326,400	359,200	378,000	
113	295,600	326,800	359,700	378,600	
114	295,800	327,200	360,200		
115	296,200	327,600	360,700		
116	296,500	327,900	361,100		
117	296,800	328,100	361,500		
118	297,100	328,400	361,900		
119	297,400	328,800	362,400		
120	297,800	329,000	363,000		
121	298,100	329,200	363,400		
122	298,500	329,500	363,900		
123	298,800	329,800	364,400		
124	299,200	330,100	364,900		
125	299,400	330,300	365,200		
126	299,600	330,600			
127	299,900	331,000			
128	300,300	331,200			
129	300,500	331,300			
130	300,800	331,600			
131	301,200	332,000			
132	301,600	332,200			
133	301,800	332,500			
134	302,100	332,900			
135	302,500	333,300			
136	302,800	333,700			
137	303,000	334,000			
138	303,300	334,500			
139	303,700	334,900			
140	304,000	335,300			

141	304,200	335,600				
142	304,600	336,000				
143	305,000	336,300				
144	305,300	336,700				
145	305,400	337,000				
146	305,700	337,400				
147	306,100	337,800				
148	306,500	338,200				
149	306,700	338,500				
150	306,900	338,900				
151	307,200	339,300				
152	307,500	339,700				
153	307,900	340,000				
154	308,100					
155	308,300					
156	308,600					
157	308,900					
158	309,200					
159	309,500					
160	309,800					
161	310,200					
162	310,500					
163	310,800					
164	311,100					
165	311,500					
166	311,800					
167	312,100					
168	312,400					
169	312,800					
再任用職員	236,800	257,200	264,500	274,700	291,100	328,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第4条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	378,500
2	425,000
3	475,300
4	536,800
5	612,300
6	715,000
7	835,900

別記第3

第5条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	400,600
2	459,200
3	519,700
4	600,200
5	697,900
6	796,600

第5条第2項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	334,200
2	369,500
3	396,800

参 考 资 料

目 次

第1部 職員給与関係資料

令和4年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 再任用職員の適用給料表別、級別職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

第2部 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	46
第17表 民間における特別給の支給状況	48
第18表 民間における家族手当の支給状況	48
第19表 民間における扶養家族の構成別支給状況	48
第20表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	49
第21表 民間における在宅勤務関連手当の支給の検討状況	49
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49
第23表 民間における定年制の状況	50
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	50
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	50

第3部 生計費関係資料

第26表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	51
----------------------------	----

第4部 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標	52
-------------	----

第26表及び第27表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が令和4年8月31日（水）現在で公表しているものを使用した。

第1部 職員給与関係資料

令和4年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和4年4月1日現在で行ったものである。

2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、研究職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三））の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、単純労務職員、特定任期付職員、会計年度任用職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 臨時的任用職員

- (2) 調査対象の職員のうち、再任用職員（短時間勤務職員含む）、特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第1表から第10表）には含めずに、それぞれ第11表から第12表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規定により県が採用している職員である。

3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知事部局	人 4,036	人	人	人	人 237
警 察	532	3,814			20
教育委員会	482				34
高等学校等	406		4,291		
中・小学校	364			6,523	
そ の 他	90				
計	5,910	3,814	4,291	6,523	291
比 率	% 27.9	% 18.0	% 20.2	% 30.8	% 1.4

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

適 用 職 員 数

医 療 職 (医師等)	医 療 職 (薬剤師等)	医 療 職 (保健師等)	計	比 率
人 21	人 211	人 109	人 4,614	% 21.8
			4,366	20.6
	3		519	2.4
	8		4,705	22.2
	18		6,905	32.6
			90	0.4
21	240	109	21,199	100.0
% 0.1	% 1.1	% 0.5	% 100.0	/

第2表

給 料 表 別

給料表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)	
給与月額等						
職 員 数		5,910 人	3,814	4,291	6,523	
給 料 総 額		1,898,987,800 円	1,239,621,300	1,610,407,200	2,291,403,700	
給 料 の 調 整 額 総 額		1,605,950 円	197,100	13,935,375	8,588,318	
教 職 調 整 額 総 額		円		61,413,184	81,335,608	
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 総 額		円		24,493,800	36,462,900	
扶 養 手 当 総 額		44,669,500 円	47,548,500	38,957,500	40,425,500	
地 域 手 当 総 額		71,566,423 円	47,107,383	44,693,280	39,240,385	
給 与 小 計		2,016,829,673 円	1,334,474,283	1,793,900,339	2,497,456,411	
そ の 他 手 当	住 居 手 当 総 額	42,334,500 円	18,480,800	31,004,500	48,551,800	
	管 理 職 手 当 総 額	50,185,800 円	8,055,300	12,012,900	36,735,900	
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) 総 額	2,460,000 円	8,580,000	480,000	2,670,000	
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	109,800 円				
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	128,634 円	469,733	80,370		
	へ き 地 手 当 等 総 額	364,955 円			7,759,985	
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12) 総 額	4,424,355 円	2,964,495	5,065,968	9,582,630	
給 与 合 計		2,116,837,717 円	1,373,024,611	1,842,544,077	2,602,756,726	
職 員 一	給 料 月 額	321,318 円	325,019	375,299	351,281	
	給 料 の 調 整 額	272 円	52	3,248	1,317	
	教 職 調 整 額	円		14,312	12,469	
	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	円		5,708	5,590	
	扶 養 手 当	7,558 円	12,467	9,079	6,197	
	地 域 手 当	12,109 円	12,351	10,416	6,016	
	給 与 小 計		341,257 円	349,889	418,062	382,870
人 当 た り	そ の 他 手 当	住 居 手 当	7,163 円	4,846	7,225	7,443
	管 理 職 手 当	8,492 円	2,112	2,800	5,632	
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額)	416 円	2,250	112	409	
	初 任 給 調 整 手 当	19 円				
	特 地 勤 務 手 当 等	22 円	123	19		
	へ き 地 手 当 等	62 円			1,190	
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12)	749 円	777	1,181	1,469	
	給 与 合 計		358,180 円	359,997	429,399	399,013
経 験 年 数		20.2 年	16.3	22.8	19.7	
修 学 年 数		14.4 年	14.4	15.9	15.9	
年 齢		41.0 歳	37.2	45.2	42.1	

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

給 与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	全給料表
291	21	240	109	21,199
100,541,800	9,646,000	80,090,800	34,736,800	7,265,435,400
258,700		1,031,550		25,616,993
				142,748,792
				60,956,700
2,261,000	183,000	1,421,000	263,000	175,729,000
3,115,214	1,705,840	1,854,667	726,661	210,009,853
106,176,714	11,534,840	84,398,017	35,726,461	7,880,496,738
2,762,900	243,000	1,367,700	785,700	145,530,900
3,114,400	832,500	1,339,700	195,000	112,471,500
60,000		120,000	30,000	14,400,000
18,600	4,632,200	770,200		5,530,800
				678,737
				8,124,940
342,576	14,832	401,516	125,772	22,922,144
112,475,190	17,257,372	88,397,133	36,862,933	8,190,155,759
345,504	459,333	333,712	318,686	342,725
889		4,298		1,208
				6,734
				2,875
7,770	8,714	5,921	2,413	8,289
10,705	81,230	7,728	6,667	9,907
364,868	549,277	351,659	327,766	371,738
9,495	11,571	5,699	7,208	6,865
10,702	39,643	5,582	1,789	5,306
206		500	275	679
64	220,581	3,209		261
				32
				383
1,177	706	1,673	1,154	1,081
386,512	821,778	368,322	338,192	386,345
20.9	19.3	19.5	16.8	19.9
15.8	16.0	15.7	15.9	15.2
43.7	42.2	42.3	39.5	41.6

て掲載している。

第3表

給料表別，級別平均給

給料表 区分 級	行政職					公安職					教育職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	867	189,271	23.3	3.4	13.8	322	206,322	21.4	1.7	13.6	172	275,970
2	933	235,478	30.3	8.8	14.8	718	248,123	26.6	6.3	14.1	3,765	372,890
特2											136	433,146
3	873	289,108	36.4	14.8	15.0	795	290,515	33.6	12.2	14.8	130	448,004
4	1,293	367,941	45.7	25.1	14.1	1,091	361,088	41.7	20.5	14.5	88	475,706
5	1,230	392,862	51.9	31.5	14.1	639	408,508	48.0	27.0	14.4		
6	385	406,522	54.4	33.9	14.3	131	424,640	49.5	28.6	14.4		
7	212	432,978	54.9	33.6	15.0	35	435,771	52.1	32.3	13.7		
8	86	463,428	57.0	35.5	15.2	58	454,100	54.8	35.4	13.4		
9	31	505,590	57.8	35.9	15.6	25	474,936	56.6	37.4	13.3		
10												
合計	5,910	321,318	41.0	20.2	14.4	3,814	325,019	37.2	16.3	14.4	4,291	375,299

給料表 区分 級	医療職（医師等）					医療職（薬剤師等）					医療職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	5	321,200	26.2	3.4	16.0							
2	5	427,440	38.8	14.8	16.0	38	230,637	28.0	5.1	16.0	25	237,540
3	8	523,438	47.5	25.2	16.0	34	272,318	35.3	12.0	15.9	27	273,759
4	3	571,767	60.7	37.3	16.0	27	306,511	37.9	14.6	15.9	10	310,330
5						119	375,857	47.4	25.0	15.3	39	382,874
6						16	405,256	54.8	32.1	16.0	8	421,425
7						6	430,150	57.5	34.6	16.0		
合計	21	459,333	42.2	19.3	16.0	240	333,712	42.3	19.5	15.7	109	318,686

料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.8	13.8	15.1						56	226,371	27.4	4.9	16.0
44.9	22.5	15.9	5,497	336,630	39.9	17.5	15.9	53	291,655	35.0	12.1	16.0
52.3	29.8	16.0	264	413,105	52.0	29.5	15.9					
52.9	30.7	16.0	394	423,082	52.5	30.2	16.0	138	386,178	49.5	26.8	15.6
57.3	35.1	16.0	368	448,897	56.4	34.1	16.0	36	426,478	55.9	33.2	15.9
								8	470,200	58.3	36.2	16.0
45.2	22.8	15.9	6,523	351,281	42.1	19.7	15.9	291	345,504	43.7	20.9	15.8

(保 健 師 等)		
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.3	3.5	16.0
33.4	10.4	15.9
37.2	14.8	15.6
48.9	26.4	15.7
57.5	35.6	16.0
39.5	16.8	15.9

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その1）

行政職											
級	号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1											
2											
3											
4											
5											
6			3								
7			1							1	
8	1		2								
9	29										
10			2								
11			2								
12	37		83								
13	16		13							2	
14			35							4	
15	12		15							5	
16	34		63	24						7	
17	6		15	1						1	
18	11		55	38						2	
19	7		12	6						2	
20	43		66	29				1		2	
21	5		16	2							
22	8		59	37						1	
23	9		13	11						1	
24	28		66	46							
25	9		10	8	1				1		
26	22		53	30					8	1	
27	14		11	10					15	1	
28	36		49	46					8	1	
29	74		13	13					11		
30	32		42	47				2	8		
31	6		13	8				39	7		
32	90		33	38				20	8		
33	8		13	11					12	3	
34	30		29	29					21	1	
35	9		8	17					21	4	
36	75		17	37	15				11	1	
37	15		14	11	12				16	1	
38	36		18	28	20				15	3	
39	10		7	15	5				4	1	
40	82		9	38	22	1			16	2	
41	11		10	13	11				11	1	
42	34		15	24	38				3	1	
43	13		3	12	13				5		
44	3		5	30	25				2	1	
45			6	11	21				2		
46	4		3	25	24	1			2		
47	1		2	10	18		2		2		
48	3		2	24	31	2	1		2		
49			3	10	10		2		1		
50	1		1	32	39	4	10		2		
51	1		1	8	28	1	12				
52			1	4	33	1	9				
53			9	4	12	3	61				
54			2	8	39	1	3				
55			7	15	4	33					
56	1		2	2	27	2	13	1			
57			2	1	21		42				
58				4	37	6	9				
59		1		2	15	5	24				
60				4	28	7	13				
61				1	12	3	18				
62				4	18	6	5				
63					16	3	12				
64					23	11	12				
65	1		1	1	14	7	12				
66				2	29	16	5				
67				3	17	5	11				
68					19	31	8				
69				2	12	26	12				
70			1	3	31	39	6				
71				1	14	6	3				
72					34	35	3				
73			2	2	14	19	3				
74				2	33	37	3				
75					11	14	4				
76				1	29	39	4				
77				3	13	14	1				
78				1	21	34					
79				1	11	15					
80				1	34	49					
81				1	10	28	2				
82				3	18	36	2				
83				2	8	37	1				
84				4	12	37					

行政職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85				15	28	24				
86			2	20	32					
87			1	8	19					
88			3	12	33					
89				11	31					
90				9	17					
91				12	34					
92				16	26					
93			2	6	425					
94			1	4						
95			1	4						
96			1	6						
97				7						
98				6						
99				7						
100				5						
101				132						
102			1							
103										
104			1							
105										
106			1							
107										
108			1							
109			1							
110			1							
111										
112										
113			3							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	867	933	873	1,293	1,230	385	212	86	31	

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その2）

公安職		1	2	3	4	5	6	7	8	9
級 号俸		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	46									
8										
9										
10	31			1						
11	4									
12	1			1						
13	3									
14			1	1	1					
15	3									
16	41		30	2						
17	4									
18	3		6	2						
19	3		4							
20	26		24		1					
21	2									
22	9		14	1						
23	7		7							
24			17	2						
25	66		10							
26	3		63	3	1					
27	1		10							
28	50		22	4	3					
29	2		6	1						
30			54	3	4					
31	3		11	1	1					3
32			21	6	6					7
33	5		5	1	1					
34			68	8	7					5
35			8	1	1					2
36			31	6	5					1
37	3		6	1	1					1
38			45	7	5					1
39	2		13	2	5					2
40			24	34	6	1				2
41			2	11	4					
42			33	31	13	1				
43			12	9	4				4	1
44			30	49	16	1			12	
45			8	16	4					
46			49	46	11	9			7	
47	1		13	12	5	19			2	
48			21	47	20	11			5	
49			7	14	3	1			2	
50			37	43	21	9			7	
51	1		4	19	4	13			2	
52				40	42	13			2	
53	1			15	6	11		6	3	
54				35	28	12		2	1	
55			2	18	9	15		13		
56				30	32	14			2	
57				5	9	7			2	
58				28	45	12			2	
59				12	10	8		4	1	
60				25	30	13	4	1	1	
61				15	19	11	2		3	
62				31	34	12	1	3		
63				9	19	17	2	1		
64				36	21	20	1			
65				9	18	10	4			
66				22	33	20	1			
67				11	12	7		1		
68				10	28	11	4			
69				5	26	13	3			
70				8	39	18	5			
71				3	16	21	2			
72				2	19	15	1			
73				1	13	11	6			
74				9	18	9	5			
75	1			5	7	13	2			
76				5	17	8	5			
77				4	11	11	3			
78				6	20	10	7			
79				1	8	8	1			
80				2	14	14	5			
81				1	10	9	3			
82				3	11	8	2			
83				2	6	8	5			
84					15	6	2			

公安職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				8	4	2			
86				9	5	3			
87				8	3	1			
88				11	3	2			
89				8	8	2			
90				8	8	1			
91				9	6	3			
92				5	6	2			
93				8	4	34			
94				5	7				
95				6	7				
96				5	5				
97				7	5				
98				7	2				
99				8	4				
100				6	6				
101			2	5	96				
102				4					
103				5					
104			1	3					
105				4					
106				6					
107				1					
108				4					
109				4					
110				2					
111				5					
112				6					
113				1					
114				1					
115				4					
116				8					
117				6					
118				6					
119				1					
120				5					
121				2					
122				4					
123				2					
124				3					
125				7					
126				7					
127				1					
128				3					
129				65					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	322	718	795	1,091	639	131	35	58	25

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	1	30			
6					
7					
8		14			
9		8			
10		1			
11		5			
12		16			
13		10			
14		11			
15		8			
16		20			
17	1	23			
18		7			
19		5			
20	1	18			
21		23			
22		10			
23		8			
24	1	29			
25	4	7			
26		17			1
27		10			1
28	1	21			
29	1	10			
30		22			2
31		11			2
32	1	24			5
33		13			
34	1	8			2
35		4			10
36	1	25			3
37	1	24			62
38	2	24			
39		13			
40	2	25			
41	1	9			
42	2	28			
43	3	14			
44	1	21			
45		12			
46		31			
47	3	16			
48	2	22			
49		13			
50	1	24			
51	1	15			
52	4	23			
53	2	14			
54	1	29			
55	1	17		2	
56	2	27		2	
57		8		1	
58	3	10		1	
59		13		5	
60	3	33		2	
61	3	16		6	
62	1	22		6	
63	1	23		2	
64		25		6	
65	5	28		3	
66	4	26		7	
67	2	14		3	
68		23		5	
69	3	18		6	
70	3	29	1	8	
71	3	25	1	1	
72	6	27		5	
73	1	22		5	
74	6	24		7	
75	1	12		5	
76	3	16		7	
77	1	12	1	2	
78	4	14		3	
79	1	21		1	
80	3	22		4	
81	4	20	1	2	
82	2	26		3	
83	2	20	1	2	
84	2	22	1	3	

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85	3	20	4	15	
86	1	31	1		
87	3	17	3		
88	6	24	3		
89		17	8		
90	1	23	6		
91	3	13	3		
92	7	23	5		
93	2	25	1		
94	4	21	4		
95	5	25	3		
96	3	23	2		
97	3	10	4		
98	1	7	5		
99	1	18	9		
100		31	2		
101		30	2		
102		27	2		
103		32	4		
104	3	18	2		
105	1	18	3		
106	3	21	1		
107		27	2		
108		30	3		
109		22	48		
110		28			
111		24			
112		34			
113	1	23			
114		32			
115		26			
116	1	34			
117		21			
118		30			
119		27			
120		34			
121		19			
122		34			
123		21			
124		40			
125		23			
126		33			
127		29			
128		25			
129		25			
130		44			
131		18			
132		34			
133	1	19			
134		33			
135		31			
136		38			
137		25			
138	1	46			
139		46			
140		42			
141	1	41			
142		66			
143		53			
144		52			
145		81			
146		75			
147		77			
148	1	82			
149		357			
150					
151					
152					
153	7				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	172	3,765	136	130	88

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14					
15					
16					
17		153			
18					
19		1			
20		119			
21		30			8
22		10			9
23		3			18
24		116			11
25		17			15
26		11			11
27		7			14
28		102			24
29		26			18
30		20			15
31		11			18
32		116			21
33		24			11
34		40			22
35		12			15
36		94			11
37		34			10
38		66			14
39		18			8
40		82			12
41		24			83
42		64			
43		26			
44		71			
45		16			
46		18			
47		15			
48		58			
49		26			
50		81			
51		23			
52		57			
53		45			
54		74	1		
55		19	1		
56		65			
57		44			
58		61			
59		24	1		
60		57			
61		31			
62		53			
63		23	1		
64		59	1		
65		13			
66		10			
67		21	1	2	
68		62	2	1	
69		25	1		
70		42		2	
71		30		5	
72		50	4	2	
73		28		2	
74		34		7	
75		26	2	8	
76		33	3	14	
77		41	1	6	
78		37	6	17	
79		18	3	18	
80		24	1	16	
81		29	3	15	
82		34	3	16	
83		31	2	22	
84		36	3	26	

級 号俵	1	2	特2	3	4
85	人	人	人	人	
86		25	3	13	
87		41	5	21	
88		16	7	15	
89		32	3	20	
90		27	2	14	
91		44	8	20	
92		35	2	9	
93		38	3	8	
94		31	3	15	
95		34	4	10	
96		28	3	9	
97		43	8	5	
98		25	10	3	
99		45	4	10	
100		26	13	8	
101		30	17	6	
102		24	9	29	
103		23	10		
104		26	11		
105		35	5		
106		11	8		
107		7	12		
108		19	5		
109		24	8		
110		21	7		
111		28	6		
112		12	5		
113		40	3		
114		22	10		
115		25	8		
116		16	2		
117		28	1		
118		26	19		
119		35			
120		26			
121		94			
122		15			
123		10			
124		34			
125		66			
126		18			
127		26			
128		57			
129		17			
130		21			
131		15			
132		18			
133		20			
134		21			
135		15			
136		17			
137		18			
138		26			
139		18			
140		17			
141		57			
142		40			
143		21			
144		38			
145		35			
146		32			
147		50			
148		39			
149		38			
150		34			
151		38			
152		50			
153		55			
154		51			
155		67			
156		68			
157		75			
158		83			
159		69			
160		84			
161		79			
162		301			
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		5,497	264	394	368

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その4）

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23			1		
24					
25			5		
26					
27					1
28					2
29	3		1		
30		1	1		
31		6	1		
32	5	1	1		2
33			3		
34		2			1
35		3			2
36	4		1		
37	4	1	2		
38	1		4		
39		3			
40	2	1	1		
41		2			
42			2		
43		2	1		
44	9	3	4		
45		1	2		
46	2	1	1		
47	1	1			
48	5	5	1		
49	2				
50	1		2		
51			3	9	
52	3	2	2	2	
53		6	3	7	
54	1			1	
55	1		1	4	
56	3			1	
57		1		5	
58	1	1		2	
59	1	3			
60	2				
61	4	1	3		
62		2		1	
63		2		1	
64			1		
65			1	1	
66	1			1	
67			2		
68			1	1	
69			4		
70			3		
71			3		
72					
73			4		
74		1			
75					
76			2		
77			2		
78			2		
79			1		
80			2		
81			2		
82			1		
83			1		
84			2		

級 号俸	1	2	3	4	5
85	人	人	人		
86			2		
87			1		
88			2		
89			2		
90			3		
91			2		
92			1		
93			1		
94			2		
95			4		
96			4		
97			34		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	56	53	138	36	8

医療職 (医師等)

級 号俸	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20	3			
21				
22				
23				
24				
25				
26		3		
27				
28	1			
29				
30				
31		1		
32				
33				
34				
35				
36			1	
37				
38				
39				
40			1	
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				1
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77			1	
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
合計	5	5	8	3

級 号俸	1	2	3	4
85				
86				
87				
88			1	
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97		1		
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	5	5	8	3

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その5）

医療職（薬剤師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8		1					
9							
10							
11		1					
12		1					
13		1					
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22		4					
23							
24		1	6				
25			1				
26		4					
27			2				
28		2	2	3	1		
29		1		2			
30		3	2	2	2		
31			3	1	4		1
32		2	1	1			2
33		2		2	2		1
34		6	1	3			1
35		1	1		1		1
36			2	1			
37		3	1	1	1		
38		4	4		3		
39			1	2	1		
40			1		6		
41				1	4		
42			2		2		
43			1	1	2		
44				1	2		
45					2		
46					2		
47			1		1		
48					1		
49					2		
50				2	1		
51				1		5	
52				1	2		
53					2	1	
54					1		
55			1			2	
56					1		
57						2	
58					3	1	
59					1		
60					4	1	
61				1	1		
62					2	1	
63					3	1	
64					1		
65					1	2	
66					2		
67					1		
68					1		
69					3		
70							
71					1		
72					2		
73							
74					2		
75					1		
76							
77							
78							
79					1		
80					1		
81					2		
82					2		
83					1		
84					4		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
85					2		
86							
87					2		
88					3		
89							
90							
91					2		
92					2		
93					22		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			2				
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		38	34	27	119	16	6

医療職（保健師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16			4			
17			1			
18		6				
19			1			
20		1	2			
21						
22		1	3	2		
23		1	1			
24			4	1		
25			2			
26		3				
27						
28		2				
29			3			
30		2	1			
31		1	1			
32			1			
33				1		
34		1			1	
35		1				
36		4		2		
37						
38		1		1	1	
39					1	
40						
41			1			
42		1			1	
43						
44						
45						
46				1		
47						3
48					1	
49						
50						
51					1	2
52					3	
53						1
54					1	
55				1	1	1
56						
57					1	1
58					2	
59					1	
60						
61						
62					1	
63				1		
64					1	
65						
66					1	
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75					1	
76					2	
77						
78					1	
79						
80						
81						
82					1	
83						
84						

級 号俸	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87						
88						
89			1			
90					1	
91						
92						
93						
94						
95			1		1	
96						
97						
98					2	
99					2	
100						
101					10	
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		25	27	10	39	8

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		行政職	1		71	526	258	8	4			
	2				478	357	64	23	7	3	1	
	3				1	347	381	87	37	3	3	5
	4						93	440	528	62	35	30
	5						1	27	299	109	158	124
	6								36	18	28	26
	7					2			8	2	17	13
	8											1
	9							1				
	10											
	計		71	526	737	714	543	578	915	197	242	199
公安職	1		77	226	13	3	3					
	2			163	457	97	1					
	3			4	71	444	224	51		1		
	4				3	100	406	303	119	10	21	15
	5						38	186	173	36	18	17
	6							11	67	9	7	7
	7								9	3	8	2
	8							2	5	4		3
	9											2
	計		77	393	544	644	672	553	373	63	54	46
教育職（高校等）	1		1	8	23	45	50	27	10	1		2
	2			88	300	381	363	448	647	145	177	151
	特2							2	40	8	9	11
	3								16	10	12	14
	4											
	計		1	96	323	426	413	477	713	164	198	178
教育職（中・小）	1											
	2			452	866	895	611	618	524	134	127	144
	特2						1	21	64	14	20	22
	3								76	30	39	51
	4								1	4	5	9
	計			452	866	895	612	639	665	182	191	226

職 員 数 (そ の 1)

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								867	23.3
								933	30.3
2	1	2	2	1	1			873	36.4
33	20	7	16	6	17	6		1,293	45.7
104	106	57	67	65	61	51	1	1,230	51.9
31	35	28	61	42	39	41		385	54.4
21	19	26	25	29	25	24	1	212	54.9
7	2	4	14	17	20	21		86	57.0
		2	1	3	5	18	1	31	57.8
198	183	126	186	163	168	161	3	5,910	41.0
								322	21.4
								718	26.6
								795	33.6
16	13	14	13	17	22	19		1,091	41.7
20	18	17	24	24	34	34		639	48.0
5	3	3	1	9	4	5		131	49.5
	2	2	1	4	3	1		35	52.1
3	2	1	11	11	10	6		58	54.8
2	2	1	2	4	6	6		25	56.6
46	40	38	52	69	79	71		3,814	37.2
			1	1	2	1		172	35.8
164	165	132	151	171	134	146	2	3,765	44.9
10	13	5	10	11	9	8		136	52.3
24	21	12	8	4	4	5		130	52.9
4	2	6	11	20	16	29		88	57.3
202	201	155	181	207	165	189	2	4,291	45.2
160	161	158	142	185	147	172	1	5,497	39.9
11	21	18	9	22	20	21		264	52.0
40	45	34	35	20	13	11		394	52.5
22	31	31	57	70	71	67		368	56.4
233	258	241	243	297	251	271	1	6,523	42.1

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		研究職	1			14	29	12				
	2					25	22	6				
	3						8	29	25	7	10	11
	4											1
	5											
	計			14	29	37	30	35	25	7	11	12
医療職 (医師等)	1				5							
	2					4						
	3						2	1	2		1	
	4											
	計				5	4	2	1	2		1	
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			3	26	8		1				
	3				3	20	8	1				
	4					2	20	3	2			
	5						9	35	35	7	4	4
	6									1	2	1
	7											
	計			3	29	30	37	40	37	8	6	5
医療職 (保健師等)	1											
	2			8	15	2						
	3				3	16	6			2		
	4					3	5	2				
	5						1	12	8	1		2
	6											
	計			8	18	21	12	14	8	3		2

職 員 数 (そ の 2)

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								56	27.4
								53	35.0
7	8	7	8	3	10	5		138	49.5
3	7	5	7	3	6	4		36	55.9
			1	1	1	5		8	58.3
10	15	12	16	7	17	14		291	43.7
								5	26.2
							1	5	38.8
		1			1			8	47.5
						2	1	3	60.7
		1			1	2	2	21	42.2
								38	28.0
							2	34	35.3
								27	37.9
1	5	8	3	3	1	4		119	47.4
2	1	1	2	3	2	1		16	54.8
			1	3		2		6	57.5
3	6	9	6	9	3	7	2	240	42.3
								25	26.3
								27	33.4
								10	37.2
1	1	5	4	1	1	2		39	48.9
	1			2	3	2		8	57.5
1	2	5	4	3	4	4		109	39.5

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
行政職	1	124	147	143	159	73	69	48	45	25	18	11	2		2	1						
	2				6	80	91	89	120	102	127	107	81	37	36	19	9	6	1	7	4	4
	3								3	3	81	100	92	92	80	74	66	57	54	37	34	18
	4														1	2	17	39	53	56	63	81
	5																		2		4	6
	6																					
	7									1				1								
	8																					
	9																					1
	10																					
	計		124	147	143	165	153	160	137	168	131	226	218	175	130	119	96	92	102	110	100	105
公安職	1	113	92	53	50	5	1	2		1	1	1	1		1				1			
	2			53	53	107	102	119	105	69	41	32	19	11	6	1						
	3					2	6	5	32	74	109	87	92	74	79	55	63	48	29	16	8	7
	4									1	5	11	27	37	47	75	96	117	97	70	72	80
	5															5	6	12	22	26	33	68
	6																				2	1
	7																					
	8																					
	9																					
	計		113	92	106	103	114	109	126	137	145	156	131	139	122	133	136	165	177	149	112	115
教育職(高校等)	1	4	2		5	5	4	9	5	6	9	9	14	16	9	7	9	13	11	8	6	2
	2	30	28	44	52	63	61	62	79	85	77	74	85	81	83	74	84	72	77	84	88	88
	特2																					2
	3																					
	4																					
	計		34	30	44	57	68	65	71	84	91	86	83	99	97	92	81	93	85	88	92	94
教育職(中・小)	1																					
	2	153	162	151	160	190	213	181	198	183	201	195	168	158	126	131	129	134	133	112	149	141
	特2																	1	1	1	5	2
	3																					
	4																					
	計		153	162	151	160	190	213	181	198	183	201	195	168	158	126	131	129	135	134	113	154

年 数 別 職 員 数 (そ の 1)

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	42年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)	
																						867	3.4	
2	1	3					1															933	8.8	
5	7	10	7	6	5	4	7	7	9	4	2		4			2	2		1			873	14.8	
80	78	70	103	94	79	71	86	66	66	56	35	22	25	16	10	5	2	7	9		1	1,293	25.1	
4	20	21	34	38	61	57	83	111	121	116	95	99	65	53	58	44	47	32	28	30	1	1,230	31.5	
		6	9	6	9	15	14	23	25	25	21	28	28	20	30	20	38	24	23	21		385	33.9	
				2	4	5	11	14	14	15	18	18	18	19	26	10	9	10	9	8		212	33.6	
								1	4	3	3	9	16	12	12	10	4	1	6	5		86	35.5	
													2	6	2	6	11				3	31	35.9	
91	106	110	153	146	158	152	202	222	239	219	174	178	162	122	142	102	102	74	76	67	2	5,910	20.2	
																							322	1.7
																							718	6.3
7	1		1																			795	12.2	
52	29	23	23	25	8	10	15	13	25	12	6	19	18	17	11	14	5	10	11	10		1,091	20.5	
42	39	20	30	29	26	13	17	12	25	19	28	15	19	26	20	19	16	11	25	16		639	27.0	
6	13	5	14	12	9	7	4	5	11	6	5	4	6	3	3	3		6	4	2		131	28.6	
			1	3	3	2	1	2	1		3	7	1	1	3	1	1	3	2			35	32.3	
2			1		1	1		2	1	1	3	1	10	7	2	2	8	7	8	1		58	35.4	
									1		1		3	2	3	3	2	3	3	4		25	37.4	
109	82	48	70	69	47	33	37	34	64	38	46	46	57	56	42	42	32	40	53	33		3,814	16.3	
1	1	3	3			1		2	1	1			2		1		3					172	13.8	
119	111	116	121	125	147	161	158	151	142	162	170	140	144	156	106	52	8	3	2			3,765	22.5	
1	2	5	12	10	9	6	13	6	13	9	9	8	11	12	6	2						136	29.8	
			2	7	8	5	13	12	18	22	15	13	7	2	5	1						130	30.7	
									1	3	5	9	18	18	17	17						88	35.1	
121	114	124	138	142	164	173	184	171	175	197	199	170	182	188	135	72	11	3	2			4,291	22.8	
102	103	102	88	91	125	122	134	124	127	175	158	162	152	147	146	51	13	7				5,497	17.5	
13	7	8	11	14	16	20	23	14	12	18	18	19	16	21	18	6						264	29.5	
1	2	11	7	17	29	31	31	51	40	49	39	28	23	24	8	3						394	30.2	
				1	1	1	7	7	14	24	38	49	73	67	59	27						368	34.1	
116	112	121	106	123	171	174	195	196	193	266	253	258	264	259	231	87	13	7				6,523	19.7	

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
研究職	1	3	5	9	2	12	9	4	4	6		1										
	2									3	9	6	7	9	6	7	3		2		1	
	3															1	9	2	5	7	7	
	4																					
	5																					
	計	3	5	9	2	12	9	4	4	9	9	7	7	9	6	7	4	9	4	5	8	7
医療職 (医師等)	1			1	3		1															
	2										3	1										
	3																1	1				1
	4																					
	計			1	3		1				3	1					1	1				1
医療職 (薬剤師等)	1																					
	2	1	1	3	4	5	5	11	6	2												
	3								4	3	5	5	7	4	3					1		
	4												2	6	5	1	7		2	1	2	1
	5														1		4	4	4	12	7	7
	6																					
	7																					
	計	1	1	3	4	5	5	11	10	5	5	5	9	10	9	1	11	4	7	13	9	8
医療職 (保健師等)	1																					
	2		6	3	3	5	4	3	1													
	3							5	3	5	4	3	3		2							
	4										2	1			4		1					1
	5															1		1	1	3	5	
	6																					
	計		6	3	3	5	4	8	4	5	4	5	4		2	4	1	1	1	1	3	6

年 数 別 職 員 数 (そ の 2)

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)
							1														56	4.9
																					53	12.1
6	8	2	1	7	9	8	9	5	10	9	11	7	2	4	1		8				138	26.8
								1	3	6	9	4	4	4	3	1	1				36	33.2
													1	1	3	3					8	36.2
6	8	2	1	7	9	8	10	6	13	15	20	11	7	9	7	4	9				291	20.9
																					5	3.4
											1										5	14.8
					2			1			1			1							8	25.2
													1			1				1	3	37.3
					2			1			2		1	1		1				1	21	19.3
																					38	5.1
															1	1					34	12.0
																					27	14.6
8	5	3	4	7	7	4	7	6	6	1	4	4	4	4	3	2		1			119	25.0
								1	3	1	1	3	3	2	1	1					16	32.1
												1	4			1					6	34.6
8	5	3	4	7	7	4	8	9	7	2	7	8	10	5	5	4		1			240	19.5
																					25	3.5
					1				1												27	10.4
	1																				10	14.8
3	1		2	3	2		1		2	2	3	3	2	1	2	1					39	26.4
											1			2	3	2					8	35.6
3	2		2	3	3		1	1	2	2	4	3	2	3	5	3					109	16.8

第7表

給料表別，学歴別

学歴別・性別 職員数・比率 給料表別，性別		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職	人		%	人	%	人	%
	3,303	55.9	374	6.3	2,228	37.7	
公 安 職	2,231	58.5	49	1.3	1,534	40.2	
	教育職(高校等)	4,109	95.8	119	2.8	63	1.5
教育職(中・小)	6,318	96.9	205	3.1			
	研 究 職	268	92.1	20	6.9	3	1.0
医 療 職(医師等)	21	100.0					
	医 療 職(薬剤師等)	199	82.9	40	16.7	1	0.4
医 療 職(保健師等)	101	92.7	8	7.3			
	合 計	16,550	78.1	815	3.8	3,829	18.1
性 別	男	10,067	60.8	284	34.8	2,827	73.8
	女	6,483	39.2	531	65.2	1,002	26.2

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

， 性 別 職 員 数

中 学 卒		合 計		性 別			
				男		女	
職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
5	0.1	5,910	100.0	3,877	65.6	2,033	34.4
		3,814	100.0	3,407	89.3	407	10.7
		4,291	100.0	2,602	60.6	1,689	39.4
		6,523	100.0	2,978	45.7	3,545	54.3
		291	100.0	206	70.8	85	29.2
		21	100.0	13	61.9	8	38.1
		240	100.0	94	39.2	146	60.8
		109	100.0	5	4.6	104	95.4
5	0.0	21,199	100.0	13,182	62.2	8,017	37.8
4	80.0	13,182	62.2				
1	20.0	8,017	37.8				

第8表

給料表別, 扶養手当

区 分	扶 養 手 当 受給職員数	支 給 額	
		配 偶 者 (6,500円) (行政職給料表8級相 当職員にあつては3,500 円。 行政職給料表9級以上 相当職員に対しては支 給しない。)	子 (10,000円)
行 政 職	2,280 人	1,055 人	3,080 人
公 安 職	2,200	1,374	3,551
教 育 職 (高 校 等)	1,905	781	2,816
教 育 職 (中・小)	2,093	720	2,952
研 究 職	119	63	153
医 療 職 (医 師 等)	10	2	15
医 療 職 (薬 剤 師 等)	74	21	110
医 療 職 (保 健 師 等)	16		22
計	8,697 人	4,016 人	12,699 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.19 人	0.60 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均扶養

の支給額区分別扶養親族数

区 分 別 扶 養 親 族 数			扶 養 手 当 非受給職員数	合 計
父母等 (6,500円) <small>(行政職給料表8級相当職員にあつては3,500円。 行政職給料表9級以上相当職員に対しては支給しない。)</small>	合 計	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 (5,000円加算)		
192 人	4,327 人	1,184 人	3,630 人	5,910 人
31	4,956	592	1,614	3,814
114	3,711	996	2,386	4,291
147	3,819	1,054	4,430	6,523
9	225	55	172	291
	17	4	11	21
3	134	33	166	240
2	24	6	93	109
498 人	17,213 人	3,924 人	12,502 人	21,199 人
0.02 人	0.81 人	0.19 人		

親族数である。

第9表

給料表別住居手

居住区分 給料表	住居手							
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計
行政職	人	人	人	人	人	人	人	人
		1	1	2	2	632	1,032	1,666
公安職		7	1	8	1	246	463	710
教育職(高校等)			1	1	1	413	786	1,200
教育職(中・小)		1	1	2	3	854	1,049	1,906
研究職						31	76	107
医療職(医師等)			1	1			8	8
医療職(薬剤師等)						19	34	53
医療職(保健師等)						15	16	31
合計		9	5	14	7	2,210	3,464	5,681
割合(%)				0.1				26.8
平均手当支給額	24,893円				25,529円			

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合が

当支給額等の状況

当支給職員数									住居手当 非受給 職員数	合計
借家(公営)				下宿(賄付)				合計		
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計		合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2		2					1,670	4,240	5,910
								718	3,096	3,814
	2		2					1,203	3,088	4,291
	3		3					1,911	4,612	6,523
								107	184	291
								9	12	21
								53	187	240
								31	78	109
	7		7					5,702	15,497	21,199
			0.0					26.9	73.1	100.0
21,471円								25,523円		

ある。

第10表

給料表別，通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別，通勤方法別職員数

通勤方法 給料表		通勤手当受			
		交通機関等 利用者	交通用具使用者		
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車
行政職	人 2,540	人 142	人 32	人 2,101	
公安職	836	85	127	1,900	
教育職(高校等)	189	34	12	3,610	
教育職(中・小)	50	11	3	5,984	
研究職	41	9	4	205	
医療職(医師等)	3			7	
医療職(薬剤師等)	64		1	138	
医療職(保健師等)	24			54	
合計	3,747	281	179	13,999	
構成割合	通勤手当受給職員 (%)	19.7	1.5	0.9	73.5
	全職員 (%)	17.7	1.3	0.8	66.0

(注) 構成割合は，小数点以下第2位を四捨五入しているため，内訳の合計が計と一致しない場合がある。

勤手当支給額等の状況

給 職 員 数				通勤手当 非支給 職員数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者			計		
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普通自動車			
人	人	人	人	人	人
80	4	358	5,257	653	5,910
44	9	86	3,087	727	3,814
16	2	140	4,003	288	4,291
4		55	6,107	416	6,523
3		13	275	16	291
		2	12	9	21
1		15	219	21	240
		12	90	19	109
148	15	681	19,050	2,149	21,199
0.8	0.1	3.6	100.0		
0.7	0.1	3.2	89.9	10.1	100.0

第10表

その2 通勤方法別、手当支給額階層別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受

通勤方法等 区分		通勤手当		
		交通機関等者	交通用具使用	
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手当受給職員数		人 3,747	人 281	人 179
手当支給額階層別	55,000円以下	人 3,563		
	55,000円超 65,000円未満	179		
	65,000円	5		
	計	3,747		
	受給職員平均手当支給額	円 15,104		
距離段階別	10km未満		人 274	人 105
	10km以上 20km未満		7	67
	20km以上 30km未満			4
	30km以上 40km未満			2
	40km以上 50km未満			1
	50km以上 60km未満			
	60km以上 70km未満			
	70km以上 80km未満			
	80km以上			
	計		281	179
受給職員平均手当支給額		円 2,607	円 5,415	
受給職員平均手当支給額合計		円 15,104	円 2,607	円 5,415

(注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

給職員平均手当支給額

受給職員数及び支給額				
者	交通機関等と交通用具との併用者			計
	普通自動車	交通機関等と自転車等	交通機関等と原動機付自転車	
人 13,999	人 148	人 15	人 681	人 19,050
	人 126	人 15	人 459	人 4,163
	22		187	388
			35	40
	148	15	681	4,591
	円 17,515	円 10,505	円 21,367	円 16,096
人 5,332	人 148	人 15	人 343	人 6,217
4,752			71	4,897
2,003			15	2,022
1,265			6	1,273
465			35	501
107			88	195
40			69	109
12			27	39
23			27	50
13,999	148	15	681	15,303
円 10,620	円 1,314	円 2,293	円 17,583	円 10,624
円 10,620	円 18,829	円 12,798	円 38,950	円 12,413

第11表

再任用職員の適用給料表別、級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 184	人	人 1	人	人 133	人 41	人 9	人	人	人	人	人
公安職	4						1	1	1	1		
教育職(高校等)	280	15	265									
教育職(中・小)	295		295									
研究職	5		2		3							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	10				6	3	1					
医療職(保健師等)												
合計	778	15	563		142	44	11	1	1	1		

2 短時間勤務職員

給料表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 81	人	人	人	人 69	人 3	人 6	人 2	人 1	人	人	人
公安職	106					19	73	13	1			
教育職(高校等)	2		2									
教育職(中・小)	77		77									
研究職	14		12		2							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	7				7							
医療職(保健師等)	2				2							
合計	289		91		80	22	79	15	2			

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別, 級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 71	人 24	人 20	人	人	人 27	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(保健師等)												
合計	71	24	20			27						

第2部 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

3 調査対象事業所（母集団事業所）

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された937事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係職種12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により24層に層化し、これらの層から252事業所を無作為に抽出し調査を行ったところ、調査完了したものが217事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが5事業所、調査不能なものが30事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた247事業所に占める調査完了率は87.9%であった。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係（令和4年4月新卒採用の従業員）の12職種484人（このうち行政職に相当する調査実人員480人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の42職種9,329人（このうち行政職に相当する調査実人員8,915人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は47,029人であり、このうち、行政職に相当するものは45,436人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表

産業別，規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人	50～99人
	事業所 217	事業所 31	事業所 17	事業所 34	事業所 29	事業所 74	事業所 32
農業，林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	31	2	6	3	5	7	8
製造業	67	10	4	5	7	31	10
電気・ガス・ 熱供給・水道業	5	2	3	0	0	0	0
情報通信業	13	1	1	3	3	5	0
運輸業，郵便業	34	2	0	6	5	13	8
卸売業，小売業	23	1	2	9	3	6	2
金融業，保険業	11	6	0	2	1	2	0
不動産業， 物品賃貸業	2	0	0	1	0	1	0
学術研究，専門・ 技術サービス業	3	0	0	2	0	1	0
宿泊業， 飲食サービス業	2	0	0	1	0	1	0
生活関連サービス 業，娯楽業	1	0	0	0	0	1	0
教育，学習支援業	8	0	0	0	4	3	1
医療，福祉	6	2	0	1	0	2	1
複合サービス業	4	4	0	0	0	0	0
サービス業	7	1	1	1	1	1	2

(注) 抽出した県内252事業所のうち，規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が35あったため，217事業所の調査となった。

第14表

職 種 別, 学 歴 別, 企 業 規 模 別 初 任 給

職 種	学 歴	初 任 給 月 額				
		全企業規模 平 均	企業規模 500人以上	企業規模100人 以上500人未満	企業規模 100人未満	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	212,964円 [212,765円]	219,264円 [213,699円]	187,755円 [209,541円]	* [210,895円]
		短大卒	203,566円 ※ [164,410円]	212,648円 ※ [171,799円]	※ 152,970円 ※ [158,503円]	— [—]
		高校卒	183,800円 [178,973円]	186,185円 [181,092円]	※ 170,707円 [155,949円]	※ 155,794円 ※ [154,058円]
	新 卒 技 術 者	大学卒	209,485円 [210,543円]	215,325円 [215,508円]	201,745円 [198,588円]	— [*]
		短大卒	186,070円 [186,586円]	195,267円 [187,934円]	176,689円 ※ [180,630円]	— [—]
		高校卒	165,943円 [171,930円]	168,046円 [174,294円]	163,579円 ※ [159,480円]	※ 168,800円 [*]
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	211,361円 [211,872円]	217,773円 [214,388円]	196,964円 [203,909円]	* [211,891円]
		短大卒	194,442円 [181,767円]	205,807円 [185,814円]	171,471円 ※ [170,557円]	— [—]
		高校卒	176,864円 [176,937円]	181,552円 [179,231円]	164,032円 [157,526円]	※ 158,756円 ※ [153,021円]
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒	※ 244,100円 ※ [230,050円]	— [—]	※ 244,100円 ※ [230,050円]	— [—]
	新 卒 研 究 補 助 員	短大卒	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]
		高校卒	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]
	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大学卒	— ※ [216,299円]	— [*]	— ※ [214,500円]	— [—]

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。
- 3 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。
- 4 []内は、昨年の調査の結果である。
- 5 「—」は、調査実績なしを示す。

第15表

民間における

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和4年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
事務・技術関係職種	支店長	15	52.4	752,314	1,569
	工場長	8	51.6	759,947	23,745
	事務部長	215	53.2	658,301	2,679
	技術部長	196	52.8	640,943	7,005
	事務部次長	90	52.9	626,937	2,981
	技術部次長	140	51.6	715,228	20,245
	事務課長	564	50.9	599,646	5,898
	技術課長	552	49.7	595,944	21,645
	事務課長代理	307	47.7	570,964	74,468
	技術課長代理	119	47.9	510,600	35,152
	事務係長	723	46.4	475,514	69,821
	技術係長	505	48.6	458,539	77,275
	事務主任	587	43.2	408,547	60,430
	技術主任	579	41.2	446,783	87,147
事務係員	2,365	35.6	313,245	39,862	
技術係員	1,950	37.3	351,896	60,276	

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

平均給与額等

(A)-(B)	備考	対応級
円 750,745	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
736,202	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
655,622	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級, 8級
633,938		企業規模100人未満 行政職6級, 7級
623,956	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
694,983	中間職(部長一課長間)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
593,748	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級, 8級 企業規模100人以上500人未満
574,299		行政職5級, 6級 企業規模100人未満 行政職5級
496,496	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級, 6級 企業規模100人以上500人未満
475,448	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
405,693	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級, 4級 企業規模100人以上500人未満
381,264		行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
348,117	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち, 課長代理 以上に直属し, 部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級, 4級) 企業規模100人以上500人未満
359,636	係長等のいない事業所において, 職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級(一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級(一部は3級)
273,383		
291,620		行政職1級

手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第15表
その2 その他の職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和4年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・ 学部長	15 人	59.4 歳	722,907 円	0 円
	大 学 教 授	93	58.3	624,554	0
	大 学 准 教 授	71	48.7	490,965	277
	大 学 講 師	32	47.6	439,619	0
	大 学 助 教	18	35.8	313,547	0
	高等学校校長	*	*	*	*
	高等学校教頭	6	53.0	565,147	0
	高等学校教諭	55	46.8	471,685	5,477
研究関係職種	研 究 所 長	*	*	*	*
	研究部(課)長	19	49.6	633,851	24,737
	研究室(係)長	29	48.5	575,469	98,345
	主任 研究員	37	51.2	539,819	58,880
	研 究 員	32	30.6	361,116	52,362
	研究補助員	0	—	—	—
技能労務関係職種	電 話 交 換 手	0	—	—	—
	自家用乗用 自動車運転手	0	—	—	—
	守 衛	*	*	*	*
	用 務 員	4	53.1	382,526	20,206

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
722,907 円	
624,554	
490,688	
439,619	
313,547	
*	
565,147	
466,208	
*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
609,114	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
477,124	構成員3人以上の室(係)の長
480,939	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
308,754	
—	
—	見習, 外国語の電話交換手を除く。
—	
*	
362,320	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第16表

民間における

再雇用者

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和4年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長	*	*	*	*	*
工場長	*	*	*	*	*
事務部長	14	63.0	452,507	0	
技術部長	9	62.2	560,989	28,119	
事務部次長	*	*	*	*	
技術部次長	11	65.2	539,312	41,533	
事務課長	2	62.2	407,519	35,356	
技術課長	28	63.3	562,657	59,645	
事務課長代理	2	63.6	321,972	28,079	
技術課長代理	3	62.4	411,953	38,471	
事務係長	14	61.4	314,698	40,008	
技術係長	9	61.9	281,446	41,660	
事務主任	5	62.3	243,146	11,423	
技術主任	28	61.8	229,313	8,165	
事務係員	192	62.0	253,108	13,844	
技術係員	161	61.7	274,062	18,254	

事務・技術関係職種

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

平均給与額等

(A)-(B)	備考
円 *	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
452,507	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
532,870	
*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
497,779	
372,163	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
503,012	
293,893	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
373,482	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
274,690	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
239,786	
231,723	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
221,148	中間職(係長一係員間)
239,264	
255,808	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

民間における特別給の支給状況

項目	区分	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期(A1)
上半期(A2)		255,349円
特別給の支給額	下半期(B1)	433,175円
	上半期(B2)	491,778円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1}\right]$	1.75月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2}\right]$	1.93月分
年間の支給割合		3.68月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第18表

民間における家族手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	100.0
配偶者に家族手当を支給する	(100.0)
家族手当制度がない	0.0

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における扶養家族の構成別支給状況

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,996
配偶者と子1人	16,882
配偶者と子2人	23,008

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第20表

民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
52.4	(32.4)	(67.6)	47.6

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第21表

民間における在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位：%)

検討している	検討していない
16.8	83.2

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	59.0	41.0	51.1	48.9	48.8	51.2
500人以上	54.5	45.5	42.2	57.8	41.0	59.0
100人以上 500人未満	63.3	36.7	57.0	43.0	54.3	45.7
100人未満	63.7	36.3	63.7	36.3	61.7	38.3

第23表

民間における定年制の状況
(単位：%)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	79.0	21.0	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区分	項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級		43.2	35.8	56.8
非管理職		38.1	31.1	61.9

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(次表において同じ。)
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位：%)

課長級	非管理職
73.4	73.4

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第3部 生計費関係資料

第26表

仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,680	37,619	48,182	58,736	69,299
住居関係費	39,649	70,323	56,116	41,909	27,702
被服・履物費	4,452	3,071	4,806	6,541	8,276
雑費Ⅰ	21,234	34,911	50,198	65,484	80,757
雑費Ⅱ	11,942	22,073	26,235	30,391	34,553
合計	106,957	167,997	185,537	203,061	220,587

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和4年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(令和4年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費	食料
住居関係費	住居, 光熱・水道, 家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療, 交通・通信, 教育, 教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出(諸雑費, こづかい(使途不明), 交際費, 仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第27表

労働経済

項目			年月	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
物 価	消費者物価指数 (総合)	全国	前年 同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	0.2	
		仙台市	前年 同月比 (%)	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.1	0.0	0.2	
	国内企業物価指数 (全国)		前年 同月比 (%)	3.5	4.8	4.9	5.6	5.6	6.2	
生 計 費 出	消 費	二人以上の世帯	全国	金 額 (円)	301,043	281,063	260,285	267,710	266,638	265,306
			前年 同月比 (%)	12.4	11.5	△ 4.9	0.3	△ 3.5	△ 1.7	
		仙台市	金 額 (円)	274,220	334,079	252,818	254,393	256,084	253,751	
			前年 同月比 (%)	5.5	38.2	5.5	△ 9.7	△ 17.3	2.8	
	支 出	二人以上の世帯 のうち勤労者世帯	全国	金 額 (円)	338,638	317,681	281,173	302,774	294,112	295,779
			前年 同月比 (%)	11.5	13.1	△ 5.8	4.9	△ 3.4	△ 2.8	
		仙台市	金 額 (円)	272,595	337,346	263,261	278,820	292,748	280,363	
			前年 同月比 (%)	△ 15.5	22.3	4.1	1.8	4.2	6.8	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (30人以上調査産業計・全国)		前年 同月比 (%)	△ 0.3	0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	
	完全失業率		全 国 (%)	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	
	有効求人倍率		全 国 (倍)	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	
			宮城県 (倍)	1.26	1.27	1.30	1.33	1.35	1.36	
産	鉱工業生産指数	全国	前年 同月比 (%)	15.6	21.0	22.9	11.1	8.4	△ 2.5	
		宮城県	前年 同月比 (%)	△ 2.4	0.0	21.4	16.9	32.2	16.4	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」の前年同月比は令和2年=100とした指数を、「鉱工業生産指数」の前年
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。

指 標 (その 1)

10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5	2.4	総務省
0.1	0.6	1.5	0.9	1.7	1.9	2.7	2.8	3.0	
8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	10.0	9.3	9.4	日本銀行
281,996	277,029	317,206	287,801	257,887	307,261	304,510	287,687	276,885	総務省 (家計調査)
△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2	2.4	6.4	
284,848	334,618	301,727	295,130	259,346	373,545	298,234	293,643	291,673	
3.1	25.9	6.4	13.6	△ 14.2	24.0	8.8	△ 12.1	15.4	
312,658	304,207	344,135	314,358	285,289	343,686	344,126	314,979	300,489	
0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6	△ 0.9	6.9	
311,440	308,634	318,364	290,162	247,789	353,850	329,304	312,665	278,923	
△ 2.3	7.8	12.8	13.6	△ 23.7	7.5	20.8	△ 7.3	5.9	
△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	
2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6	
1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.35	1.33	1.31	1.34	1.36	1.37	1.35	1.35	1.37	総務省 (労働力調査)
△ 4.3	4.8	2.2	△ 0.8	0.5	△ 1.7	△ 4.9	△ 3.1	△ 2.8	厚生労働省 (一般職業紹介状況)
5.9	15.1	12.7	4.0	3.3	6.2	0.3	9.8	1.7	経産省

同月比は平成27年=100とした指数を基礎としている。

第27表

労 働 経 済

項 目		年 月		令和3年	5月	6月	7月	8月	9月	
				4月						
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)	全 国	金 額 (円)	300,317	294,857	297,175	297,740	295,048	296,347	
			前 年 同 月 比 (%)	1.6	2.6	2.1	1.7	1.3	1.2	
		宮城県	金 額 (円)	268,350	262,575	262,820	265,239	261,376	261,875	
			前 年 同 月 比 (%)	△ 1.0	0.8	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.6	△ 2.4	
	所定内給与 (30人以上調査産業計)	全 国	常 用 労働者	金 額 (円)	275,920	272,097	274,365	274,013	271,923	273,619
				前 年 同 月 比 (%)	1.1	1.4	0.8	0.7	0.7	0.7
			一 般 労働者	金 額 (円)	331,496	327,471	329,681	329,711	328,170	329,706
				前 年 同 月 比 (%)	0.4	0.9	0.6	0.7	0.7	0.4
		宮城県	常 用 労働者	金 額 (円)	246,060	240,576	241,551	243,514	239,700	241,341
				前 年 同 月 比 (%)	△ 1.6	△ 1.0	△ 3.5	△ 4.0	△ 3.9	△ 3.0
			一 般 労働者	金 額 (円)	295,285	287,886	290,456	291,355	289,500	292,582
				前 年 同 月 比 (%)	△ 0.3	0.7	△ 1.3	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.8
総 実 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)	全 国 (時間)		150.4	136.0	146.9	146.9	135.8	141.4		
	宮城県 (時間)		154.4	143.5	150.1	150.9	140.1	146.1		
所 定 外 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)	全 国 (時間)		12.1	11.1	11.4	11.9	10.9	11.3		
	宮城県 (時間)		12.2	11.2	10.8	11.5	11.0	10.9		

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎としている。また、「所定内給与」
 2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス
 門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家
 く)〕のことをいう。
 3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。
 4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よ

指 標 (そ の 2)

10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905	301,194	304,007	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	2.2	2.3	
263,999	263,450	268,064	261,819	259,219	262,329	263,257	258,727	261,113	
△ 2.8	△ 1.4	△ 0.1	0.1	△ 0.3	△ 1.2	△ 1.9	△ 1.4	△ 0.6	
275,136	273,881	273,736	274,671	275,153	278,933	281,865	277,201	280,002	
0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2	1.9	2.1	
331,512	330,287	330,312	329,774	330,323	334,230	337,377	331,567	334,492	
0.4	0.6	0.5	0.8	0.9	1.0	1.8	1.2	1.5	
242,155	241,706	244,950	238,892	236,917	240,327	239,782	237,167	239,791	
△ 3.3	△ 1.6	△ 0.8	△ 0.5	△ 1.0	△ 1.1	△ 2.6	△ 1.4	△ 0.7	
293,005	291,196	294,238	284,630	284,704	288,538	288,023	283,384	287,236	
△ 0.9	0.3	0.9	△ 1.9	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.5	△ 1.6	△ 1.1	
144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6	149.6	
150.8	149.9	149.1	141.4	138.4	145.6	149.6	141.1	151.2	
11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7	12.1	
11.7	11.5	12.0	11.8	11.2	11.6	12.4	11.7	11.6	

与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

・熱供給・水道業」,「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「卸売業,小売業」,「金融業,保険業」,「不動産業,物品賃貸業」,「学術研究,専事サービス業を除く」,「教育,学習支援業」,「医療,福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除

り短い者)を除いた労働者をいう。